

令和元年第4回
利根町議会定例会会議録 第3号

令和元年12月6日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直江弘樹君
経済課長兼農業委員会事務局長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和元年12月6日（金曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番通告者，6番石山肖子議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 5番通告，6番石山肖子でございます。本日は2項目の質問を行ってまいります。

一つ目は子育て支援の現状と課題について。

これは、持続可能な社会づくりのための子育て支援を行政がどのように町の隅々までアウトリーチしていくのか、つまり、セーフティネットの一部としてこの子育て支援がどう

機能していくのかということを探るための質問でございます。

国連の持続可能な開発目標（SDGs）に当てはめると、その前提である価値観「誰一人取り残さない」、この価値観に基づいての三つのゴール。まず、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール10「人や国の不平等をなくそう」、これらの三つのゴールに通底するものであると考えております。

また、子育て支援は町民全体が協働して将来世代を育てていくべきであると私は考えます。担い手の醸成を今後の課題として捉え、いかに町民が自分事として捉えていけるかを模索していかなければなりません。このままで大丈夫なのか、次世代に私たちは何を残せるのかという危機意識を持って、住民みずからが次世代の育成にどのような形で貢献していくべきでしょうか。利他的な態度を持った人材、この方々が潜在している力を発揮されるよう、どのようにアウトリーチしていけばよろしいでしょうか。社会福祉を推進するためのアウトリーチについて、考えながら質問させていただきます。

子育て支援事業は2015年度から利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域・子供・子育て支援事業、これらが開始されておまして、また、施策としての子育て支援だけではなく、子育て家庭同士、地域住民同士の支え合い、社会福祉協議会、民生委員・児童委員による子育て支援、NPOや地域ボランティア、そして企業の社会貢献の一環としても行われてきております。

地域によって状況に差はありますが、事例を挙げますと、子育て家庭同士のサークル活動、子育て家庭同士や近隣住民によるレスパイトケア。「レスパイトケア」というのは介護の部門でよく使われる用語でございますが、子育てしている親御さん、家族の方が休養をとっていただく。そうすることでエネルギーを蓄えていただいて、また子育ての現実の中に戻っていただく。そのようなことでございます。

そして、社会福祉協議会によるファミリーサポートセンター事業、民生委員・児童委員による子育てサロン、そしてこれは私が前に一般質問で提案いたしました、例えばノーバディーズパーフェクトプログラム、これは親支援のプログラムです。このようなプログラムをNPOや地域のボランティアがやっている事例もあります。企業においては子供教室実施、育児休暇取得の促進など実践が進められております。

このような状況の中で子育て支援の課題とは三つあると考えます。子育て中のご家庭に対する継続的・持続的なかわりが持てる支援者の必要性、次に子育て家庭と子育て支援をつなぐコーディネートの機能の必要性、それから、子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解促進の必要性、この三つが課題として挙げられております。

そこで、利根町の子ども・子育て支援事業計画、これが第2期を策定中とお聞き及びしておりますが、ニーズ調査などによりまして、量の見込み、確保の内容の検討を行っておられると思います。二つの事業についてお尋ねいたします。

まず、（1）ファミリーサポート事業の現状と課題について。

平成30年3月の一般質問におきまして、子育て支援の現状についてお伺いいたしました。ファミリーサポート事業は、さまざまな世代交流による子育てを充実させるということで、町長のお考えをお伺いいたしました。単なる預かり事業ではなくて、子育てのさまざまな知恵に触れて養育者のストレスを軽減する効果を発揮すると考えます。レスパイトケアの一つでもないかと考えております。ファミリーサポート事業の現状と課題についてお伺いいたします。

以降の質問は自席にて行います。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。それでは、石山議員の質問にお答えをいたします。

ファミリーサポートセンター事業の現状と課題についてのご質問でございますが、町では第2期子ども・子育て事業計画を策定する中で、地域子ども・子育て支援事業として、子ども・子育て支援法第59条各号に該当する13事業を実施する計画をしておりますが、その中の一つに子育て援助活動支援事業、いわゆるファミリーサポートセンター事業があります。現在はファミリーサポートセンター事業としては実施しておりませんが、類似事業として在宅福祉サービス、愛称を「まごころサービス」と言っておりますが、町から業務委託し、社会福祉協議会の事業として実施しております。

ファミリーサポートセンターの事業の内容としましては、乳幼児や小学生などの子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、そういった援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業ですが、町の在宅福祉サービスにおきましても、利用会員と提供会員に登録をしていただき、お互いの利用条件が合えばサービスを受けることができます。

しかし、現状としましては、提供会員を募集しておりますが、なかなか集まらないといった状況でありまして、事業が十分実施できておりません。これは、ほかのボランティア事業においても同じような状況でありますので、これが目下の課題となっております。

今後の計画におきましては、町民みんなで助け合っていきたいと考えておりますので、この事業の趣旨を住民の皆さんに理解していただき、ボランティア活動に多くの方が参加していただくように周知してまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 課題のほうをお聞きいたしました。

先ほど私が申し上げました三つの課題があるのではないかという、その中の一つ、子育て家庭に対して継続的なかわりが持てる支援者の必要性、これに当たるのかなと思った次第です。そのことと子育て家庭及び子育て支援に関する地域社会の理解促進、これも必

要ではないかと思えます。

そこで、このファミリーサポート事業について、ただいま町のホームページに第2期の利根町子ども・子育て支援事業計画案が掲載されております。パブリックコメントを募集中とお聞き及びしております。こちらのほうから資料を拝見させていただきました。

そこで、ファミリーサポート事業については、類似事業として社協のまごころサービスというのがあるということで、事業実績の推移、それから、量の見込みと確保方策ということが載っております。

一つお聞きしたいのは、実績からこの量の見込みと確保を決定されるに当たり、その見込みを推定するためのフローがあると思うんですけれども、そちらを利用してこの見込み量、それから確保の量等を算出されたと思えますが、その算出の仕方をお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、石山議員のご質問にお答えいたします。

ただいま第2期利根町子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、今、パブリックコメントの最中なんですけれども、量の見込みと確保策の数字ですね、それはどのようにということですが、今まで利用してきた延べ人数に対しまして、これぐらいあれば大丈夫だろうという数字を見込みまして、それで確保策を入れてあります。事業所は社会福祉協議会ということで、1カ所という考え方で計画を立てております。

現在までの状況としましては、延べ利用人数も平成27年度には22人、平成28年度には55人、平成29年度にはゼロ、平成30年度には定期的に利用されている方がいらっしゃいましたので80人、それで現在は令和元年度になりましたら1人という形になっておまして、今のところは平成30年度にプラスした形で数量のほうを算定してございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 量の見込みの推計についてお伺いしました。今回はこの第2期の事業計画は令和6年度までこれを行っていくと。基本的に潜在的なニーズを受け入れる体制はつくっておく、そういう意味で、ぜひ継続してこれは体制を整えておいていただきたいと考えます。

そこで、ファミリーサポートセンターの事業、この内容について、こちらのほうは類似事業として社協のほうでまごころサービスを行っているということです。こちらに対して、例えば預かり事業の種類とかもあると思うんです。送迎ですとか、また家での見守りとか、食事とか、そのようなもののバリエーションがあると思うんですけれども、そのバリエーションについて、社協のほうへの委託に当たりどのような仕様で委託をしていらっしゃるのかというところが気になるところでありまして、そちらのほうは毎年度、内容については去年がこうだったのでふやしていこうとか、そのようなことを話し合っておられるのでしょうか。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） こちらの保育サービスですけれども、大きな枠として在宅福祉サービスというサービスがありまして、これは地域住民による助け合いのサービスとして、まず送迎サービス、家事サービス、保育サービスという三つのサービスがありまして、送迎サービスは介護保険の要支援、要介護の認定を受けた方、障害者をお持ちの方へのサービス、また、家事援助サービスは日常生活の援助の必要があるおおむね65歳以上の方や障害をお持ちの方、病弱な方へのサービスとなっております。

その中に保育サービスというのがありまして、契約としましては、そういった在宅福祉サービス全体での契約となっております。それで、子育て支援課からの直接の契約ではありませんで、社会福祉協議会のほうで行っておりますサービスの内容としましては、産前産後における妊産婦や乳幼児の世話、保育施設での保育の前後に子供を預かること、保育施設までの送迎を行うこと、あと、学校の放課後や児童クラブ終了後に子供を預かること、それと親が病気の場合などに子供を預かることなどのサービスがございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） そうしますと、先ほどお聞きしたところによると、今のようなさまざまなサービス、カテゴリーがあって、そこで利用者のほうから見ますと、どのような支援サービスがあるか、どのように利用するのかというところとともに、そういうことを知り得る機会というのが必要になると思います。

まずは広報の仕方だと思いますけれども、現状で恐らくガイドブック等が手づくりでつくられていることなどをお聞きしていますので、それも含めて、それ以外に広報の仕方、全体像をお聞かせください。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 現在、会員の募集等を、広報のほうは社会福祉協議会のホームページや利根社協だよりで広報や募集を行っているところでございますが、なかなか集まらないということでした。

今後につきましては、サービスについて町民の皆さんにもっと知っていただき、利用会員、提供会員ともふやしていきたいと思いますので、こちらとしてもPRの協力をしていきたいと思います。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） ガイドブックのほうも年度ごとに改版されてきまして、最新の情報が載るようになっていないと認識しております。

それでは、私がきょうこの質問をどのようにアウトリーチしていくのか、誰一人取り残さないという意味でのアウトリーチの方法、これについては世の中の子育て研究等をしている大学等の文献とかを見ますと、やはりそこに行政のほうも悩んでいる、模索している状態であると聞いております。

一つ考えましたけれども、アウトリーチする方法で例えば出前講座，こちらのほうは行っておられるのでしょうか，お願いします。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 子育て支援課のほうでは，保育園に関しての出前講座を行っております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） あと，出前講座等で現場ですね，保育園には専門家の養育者として先生方がおられるので，そこでの状況とかも知る上で出前講座等が出張されまして，現場の様子を吸収されていることと思います。

先ほどの課題の一つとして，継続的な持続的なかわりが持てる支援者の必要性という意味で，預かりをする方々の掘り起こしと言いますか，先ほど申し上げましたように専門性を持った方がたくさんいらっしゃると思うのです。そのような方々に届くような広報の仕方も含めてと考えていたのですが，よくよく考えますと，確かに専門の経験，スキルを持った方がそれに参加されるのは喜ばしいことなのですが，そこには責任が伴うので，そこはちょっと敷居が高くなっているのかなと私は考えました。

もしこれが，例えば団体でNPOなどが立ち上がることが望ましいと思いますが，そのような団体ができて体系立てて計画を立てて，このファミリーサポートに参加するという希望されていますでしょうか。そのようなところが望まれるところだと思いますが，それも含めて対策として何かお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 今のところ，そういった団体としての希望はございません。

それと，ファミリーサポートセンター事業として立ち上げるためには，まず条件として会員数が20名以上といったことから，まず，その前提条件が満たされて，その後，そういった会員の募集とか規約をつくるのかしまして，それでアドバイザーを設置しまして，それで保険に加入したりとか研修を受けたりとか，そういったことをしましてファミリーサポートセンター事業と認められるものですので，今のところはなかなか難しいものとなっております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） それでは，現状と課題についてお聞きいたしまして，先ほどの責任が伴うので自分から申し出る人が少ないのかなというところが一つ要因として共有させていただきます。

続いて，ショートステイ，子育て短期支援事業，こちらのほうが，前回の質問でお聞きしたときに，これをやりたいということをおっしゃってまして，それで，こちらのショートステイについても現状と課題について，概要をお聞かせください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） それでは、子育て短期支援事業の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

町では昨年度、子育て短期支援事業実施要綱を策定し、保護者の疾病や育児疲れ、育児不安や出産、看病、その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、乳児院や児童養護施設などで一定期間の養育または保護を行うことによって、児童とその家庭の福祉の向上を図ることを目的に体制を整えております。

例えば、保護者が病気になり入院する必要があるが、お子さんの面倒を見る方が誰もいない。周りに預けられる親族などもないといった場合に、町で委託契約を結んでいる児童養護施設等に、原則7日間以内で昼夜を問わずお子さんを預けることができます。

町では県内の乳児院2カ所及び児童養護施設2カ所と委託契約を交わしているため、緊急時においても町から直接施設に連絡し、受け入れが可能であればすぐに預けることもできます。

現状としましては、広報や町公式ホームページ、子育てガイドブックなどで事業のご案内をしているほか、相談業務の中で必要となる可能性があるご家庭にはご案内をしておりますが、施行となった平成30年11月22日以降、本年11月末日現在まで利用者はございません。

また、昨年度に実施しました第2期子ども・子育て事業計画の策定に向けたニーズ調査結果では、この1年間に子供を泊まりがけで家族以外に預けた家庭は、就学前児童の家庭で16.9%、小学校の家庭で17.7%となっており、その際の対処方法は、親族、知人に見てもらったという回答がそれぞれ95.5%と83.9%で、全体から見ますと預けることが特に困難ではない状況となっておりますので、本当にこの事業に頼らなければならないご家庭があったときのために、まだ計画案の段階ですが、4人の子供たちが7日間利用できるような確保策を見込んで計画を立ててございます。

課題についてですが、どうしても預け先がないといった場合や、精神的に育児ができず、短期間でも子供を預けることによって解決できるような一時的な養育困難に対応するための制度ですので、日ごろより相談を受ける窓口で家庭の養育状況を把握していくこと、その中で短期支援の必要性があると判断した関係機関が連携して利用へつないでいくこと、また、制度の申し込み窓口を確実に周知していくことが重要となります。

今後におきましても、子育て家庭が安心して生活できるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） ショートステイについて、現状と課題をお伺いいたしました。

こちらにつきましては、立ち上がってから1年たちまして、今後、令和6年度までに4人を見込んでいるということで準備をされているということで、先ほどから申しますよう

に、潜在的な方が急に利用の必要性が出たときにすぐ利用できるように、どうか体制を整えていただきたいと思います。

ショートステイについての第2期の事業計画について、見込み量と確保策については同じ方法だったと思いますので、ファミリーサポートと同様、見積もりをされたと認識いたしました。

利根町で子育てを支援していく、町民も交えてやっていくということに関しては、先ほどの課題等が、預かるための責任感から、それを手を挙げて方式なこともあり支援する人がなかなか集まらないということもありますので、そちらのほうは町民のほうも協力していけるのはどのようなものなのかなということを考えていきたいと思います。

それで、最後に一つだけ申し添えておきます。先ほどの子育て研究をしている記事、文献の中で、アンケートも母子保健事業等の事業のときにとり、そして分析をしているんですが、やはり男性の養育者の参加が少ないということが、その場に見えることも少ないですし、実際に子育て支援にかかわる支援にうまくつながっていないという分析結果が出ております。

今後の大きな課題であると述べていますが、男女共同参画という意味合いでも、これから男性の養育者等がこの利根町で楽しく子育てをしている姿が見られるような、そういうこともこの町の特徴になっていけばなと、これは私の考えですけれども、調べた結果、そういうような課題がありましたので申し添えておきます。

それでは、2番目の質問に移ります。プログラミング教育について。

これは小学校で来年4月1日から授業が行われるということです。平成30年11月ですから、ちょうど1年ぐらい前に一度、これについてはどのような状況かということでお伺いいたしました。そのときに、進んだ事例がこういうものがあるよということで共有させていただいたのですが、市町村それぞれの教育委員会の中での蓄積したものとか、歴史等から言って、このプログラミング的思考ということのを重要視して授業を行ってきたところでは、すんなり入れたというように私は認識しました。

確かに、先進的なところの授業を見習って、じゃあやろうかということもそれも一つの選択肢であろうかと思いますが、利根町で独自の取り入れ方をされて、この文科省の考えを、意図をよく読み込んだ上で、利根町のプログラミング教育に特化したまちづくりのためにどのように推進していかれるかということをお聞きしたいと思います。

なぜプログラミング教育について何度も質問させていただいているかと考えますと、とかくコーディングというのはプログラムをつくるということで、指示をするアイコンとかを並べかえたりするところで、子供たちがいろいろ考えてという場所をつくり出すというようなことを、教科を問わずいろいろな場面で授業にも取り入れたり、そういう考え方を応用することにつながると私は理解しております。

そこで、教育長にもお尋ねしたいんですけども、これが単純に教科がふえるというこ

とではないということを確認させていただくことと、学習指導要領改訂の方向性としてはキーワードが三つありまして、「社会に開かれた教育課程」「カリキュラムマネジメント」、これは教科に網羅するというのが理想なのでカリキュラムマネジメント、それから、ここ数年実践されていると思いますが「アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）」、これを学習指導要領の中でうたってきているわけです。

何ができるようになるのかというところで考えますと、プログラミング教育というのは、言語を学ぶだけでなく、何かの力を得るために文科省としては構想していると私は認識します。そこら辺の意図の酌み取り方として利根町の教育が今後どのように進んでいくのか。

まず、（１）番で支援体制づくりをどのように行っておられるか。まずは現状と、それから、外部指導者の指導体制等をどのようにお考えになっているか、まずは（１）番でお聞きいたします。

教育長の先ほどの子供に力をつけてもらいたい、どういう力をつけてもらいたいということも含めてご答弁をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） それでは、石山議員の質問にお答えいたします。

まず、プログラミング教育ですが、次年度から小学校において授業の中で必修となります。

その支援体制ですが、町教育委員会では、昨年12月とことし8月に、小学校全教員を対象にこのプログラミング教育の研修会を実施いたしました。研修では、実際にコンピューターを使用し、算数の授業モデルとして具体的な研修を行ったところです。

しかし、まだまだ不十分であると認識をしております。今後は教務主任会や各学校に置かれている情報教育主任等の研修会を実施して協議を重ね、具体的に年間指導計画を作成していく予定でおります。この年間指導計画というのは、どの学年で、どの教科で、どの単元で、どんな活動をするのかといったものを考えております。

プログラミング教育支援者や外部指導者の指導体制についてですが、プログラミング教育に特化しての人的配置は、今のところ考えてはおりませんが、ICT支援員は配置する予定でおります。その中で支援を得ながら取り組んでいければと考えております。

石山議員の最初のところでご質問がありました、国は何を目指しプログラミング教育を小学校から取り入れるのか。我々の生活そのものがプログラミングによって豊かさを味わっております。例えば、携帯電話しかり、あるいは自動で動くロボットしかり、さらには自動車の自動ブレーキ、そういったものも進んできていると思います。そういった社会の変化に対応できる力を、子供たちが大人になったときに身につけさせるということが一つあるかと思っております。

昔はなかなか日本の代表サッカーチームはワールドカップに出られませんでした。小さ

うちからサッカーチームで少年サッカーを経験し、裾野が広がっていきました。当然、裾野が広がるということは、高い山に登ることができるようになると思うんです。最近でのサッカーを例にするのがいいのかわかりませんが、日本の代表サッカーチームはここ続けてワールドカップに出場するのが当たり前ようになってきました。

小学校の1年生からプログラミング教育をするということが裾野を広げるということになるかと思えます。その中で、大人になったときにすごい才能を持った大人が何人か生まれ、それが国を動かすような発明や発見につながっていくのではないかなということも、国全体としては考えているのだらうと思えます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 教育長におかれましては、文科省のこれから進めていきたい構想の中でサッカーチームを例に挙げて、裾野を広げるということで、確かに1年生からプログラミングというのが遊び心を交えてのツール等を使われると思うんですけれども、そういうことで親しんでいき、そしてこれから生活の中にたくさんのICT機器、もののインターネットも入ってきますとあちこちに、確かに何ができるツールなのかはわかるけれども、中身の仕組みがわからない、そういうブラックボックスがたくさん、もう既に入ってきていますけれども、だからその仕組みを知った上での、エンジニアを育てたいという国の意向もあるかもしれませんが、ただやはりプログラミング的思考というものが、子供たちが正多角形をつくる、そういう楽しいツールを使ってのプログラミングをやってみるというのは非常に大事だと思っております。

そこで、ICT支援員がそこにサポートするのか、指導されて教科の一部分で指導されるのか、ちょっとその体制について、（2）番で指導時間の確保ということが上げられるんですけれども、大変なほかの教科もある中でどのように指導時間を確保されていくのかお聞かせください。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） ICT支援員ですが、現在は配置していませんが、町として何十時間かの雇用契約という形で、その中身は機器の操作補助あるいは機器のコンピューターのチェック、もちろん先生方との授業の中での打ち合わせ、活用の方法等トータル的に考えております。

指導時間についてということですが、議員がおっしゃるとおり、プログラミング教育必修化への課題として指導時間の確保が上げられておりますし、授業の中にプログラミングを取り入れ実施すると、最初は児童も操作になれていないこと、画面上での操作に試行錯誤して時間がかかること、なかなか通常の時間で終了しきれない場合が多いと、先進地域の調査報告もされております。

さらに、教科の目標もプログラミング教育の目標も、両方達成できない例もあるという報告がなされております。

このことを受けて、カリキュラムマネジメントを教育委員会と学校とが連携をしながら対応していきたいと考えております。

例えば、総合的な学習の時間との連携で、並行的に時間を使って学習を進めていくことで、文字入力等の基礎操作の学習時間を確保できることが考えられます。このような具体的な内容を、教務主任会や情報教育主任等で協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） このICT支援員の役割というのは理解できました。

それで、確保についても大変なところですけども、こちらについても先ほどの子供支援ともかかわるんですけども、そういうスキルを持った方々が地域にいらっしゃるだろうと推測した場合に、行く行くは柏市の教育委員会のようにボランティアを募ったりとか、そういうことも考えたほうがいいのかと、ただ、ボランティアということで責任問題とか、そのようなことも出てくるので、そのところは模索を一緒にさせていただきたいと思っております。

そこで、ICT支援員の役割と、あと、担任の先生の役割として、先ほどに立ち返ってしまいますけれども、何を学ぶか、どういう力をつけるかといったときに、私は布川小学校の学校図書館のボランティアとしてかかわった経験上、図書館というのは本をただ読むだけではなく、情報をどう自分で吸収して、そこから自分の考えを組み立てる、そのような情報活用能力が必要だと思ったところ、そのプログラミング言語もプログラミングの骨格をつくる時に必要な考え方、手法だろうと思っております。

ICT支援員はICT支援員というお名前ですから、操作補助とか、その辺も含めましてですけども、情報活用能力、ひいては昨今の情報モラルということが余り聞かれなくなりましたけれども、ただ、情報モラル、リテラシーということは非常に学校現場においても、ほかの生活の状態の中でも先生方も悩んでおられるでしょうが、指導と言いますか、ある程度それはどこかの教科の中でも、それから、図書館を利用するときにも必要だと思うのですが、この情報モラルについて、このICT支援員もかかわればいいかなと思うんですが、それはまた先の話ですので、今の状況で教育長がどのようにお考えか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 指導計画、指導内容、教材等も含めてお話をさせていただきたいと思います。

小学校3校で必修となるプログラミング教育、教育委員会と協議をしながらこれから指導計画をつくっていくわけですが、教材につきましても無償で活用できるソフトなどがたくさんございますので、有効なものを探していきたいと考えております。

小学校3校の取り組みに大きく差が出ないように、そしてプログラミング教育の学習の

保証が担保できるように取り組んでいきたいと考えています。

最近のニュースでPISA調査なるものがありますが、日本の15歳、高校1年生が読解力が落ちてきているのではないかと、学力が低いのではないかと。石山議員おっしゃるように、読書が好きな子は読解力としては高い位置にあるという数字もあります。読み解く力、文脈の中から大事なところを取り出す力、そういったものもプログラミング教育の中にはあるのではないかと。必ずしもコンピューターがなければできないものではないと思うんです。

例えば低学年などでは、歯磨きの学習をどんな順番かカードを使って順番を考えるなど、そういった黒板とカードを使った、コンピューターを使わないプログラミング教育なども事例として紹介をされております。

朝、コップを用意する、水を入れる、歯ブラシを出す、磨く、そういった順番を低学年の中で考えさせるといったプログラミング教育もあるとお聞きしております。

それから、石山議員がおっしゃっていた情報モラルなんですけど、これも大きな事件がこのところたくさん起こっています。特にショッキングな事件としては、大阪の小学校6年生の女の子をSNSで知り合った青年が女の子を誘拐する、そこには茨城県の中学3年生の女子生徒もいたということです。携帯電話、スマートフォン、SNSが子供たちに急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷、いじめ、インターネット上の犯罪、あるいは違法・有害情報の問題の深刻化、インターネットゲーム、動画等の長時間の使用等々、情報モラルについても一層重要な教育課題になっていると考えています。

早速、茨城県教育委員会でも11月26日付で通知文書が届きました。SNSの利用に起因した被害から児童生徒を守る取り組みの推進についてということ、児童生徒に対してはSNSで知り合った人を容易に信用することは危険であること、他人に見られて恥ずかしい写真は絶対に送らないなどの6項目、それから、保護者については子供が使用する携帯電話等はフィルタリングをかけること、携帯音楽プレーヤーやゲーム機、学習用タブレット等の通信機器からもインターネット接続は可能であり、安易なインターネット接続に気をつけることなどの4項目、議員の質問の中にありましたプログラミング教育の推進とあわせて、情報モラルの学習もぜひ小さいうちから取り入れていかななくてはならないと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 読解力とプログラミング教育、多分関係性があると思います。読書と情報、これは重なる部分もありますが、情報をどうやって取り入れて、選択して、確かな情報から体系的な手順をつくるという点では、読解力とも関係があると思います。

(3)番、改めて聞けなかったんですけども、指導計画、指導内容、教材については述べていただきましたのでこれで終わりますが、最後にPISAの国際学力調査について、私も最後に言おうと思っていたんですけども、先に言われてしまいましたので、ぜひ科学的応用力、数学的応用力と読解力、この三本柱でOECDが分析をしている、それを文

科省がどのように取り入れているのか、そこも読み取っていただきまして、ちょっとでかい話なんですけれども、小さなこの町でそのデータ等も情報として捉えていただき、今後の情報教育、プログラミング教育、こちらを推進していただきたくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時10分とします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者、1番峯山典明議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 議場にお越しの皆様、こんにちは、6番通告、1番峯山典明です。本日もお忙しい中、議場にお越しいただきましてまことにありがとうございます。

今回も私は複数の質問を行います。この質問は全て町民の皆様からの要望と願いになっております。私、峯山典明は町民の皆様の声が届けることに真剣です。それでは、一つ目の質問をさせていただきます。

茨城県に受水料金の値下げを要望することを考えているかどうか伺います。

残りは自席にて質問させていただきます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、峯山議員のご質問にお答えをいたします。

茨城県に受水料金の値下げを要望することを考えているのかとのご質問でございますが、これは、茨城県南水道企業団が茨城県企業局から購入している県水のことと思いますが、利根町としては水道事業を実施しておりませんので、茨城県に対し要望をすることはございません。

ただし、茨城県南水道企業団からは、茨城県知事及び茨城県企業局長に対し、10月23日に県南地区で県水を受水している8団体が、連名により受水料金値下げの要望書を提出したと伺っております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） では一つ教えていただきたいのですが、どうしたら私を含めて利根町に暮らす人たちが、この水道料金の値下げをしてほしい、もしくは現行の料金が高いので考えてもらえないかということを、どこにどのように伝えればよいのかなということがわかれば教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 利根町には水道の事業がないので、値下げと議員は言いますけれども、安心しておいしい水が飲める、これは大切なことだと思うんです。もし災害が来て破裂して断水になってしまったときに水が出ないでは困り果ててしまうので、管の取りかえ、後で詳細については担当課長より答弁させますが、毎年毎年数キロメートルの管を入れかえて安心して飲めるような事業を行っていますので、その辺どうしたらと言われても、町でやっているならば考え方も変わってくるでしょうけれども、県南水道企業団なので、そのお答えはちょっと私にはできません。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、ただいまの町長の答弁に補足してご説明を申し上げます。

まず、管の修理関係なんですけれども、これは全て県南水道企業団のほうからお伺いしたお話でございまして、茨城県南水道企業団の水道事業経営戦略プランでは、3市1町、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、利根町、これの排水管の総延長が平成29年度末で約1,490キロメートルございます。そのうち40年を経過した経年管でございまして、これが約279キロメートルございます。全体の18.3%存在するといったような状況でございまして、5年後の2024年以降は毎年272キロメートルにプラスして毎年40キロメートルふえていくといった状況でございます。その中には石綿セメント管が50キロメートル存在をしております、それを優先的にやるのが課題だということも聞いてございます。

それで、現状では年平均4キロメートルの修繕、交換、そういうのが行われているといったような状況でございます。

そのほか、平成29年度末の鉛管が全体で7,389件存在しているということも伺っております。

そのほか、各市町に存在しております配水場、こちらのほうも劣化のほうがしてきますので、そちらのほうの更新もしていくしかないのかなといったことが、そのプランの中にございます。

それで、料金がほかと比べて高いといったことではございますが、これは原水の確保、原水というのは川の水ですとか井戸水ですとか、そちらの確保から浄水に係る費用、それと配水に係る費用、これは規模や地域によって規模や形態によっても変わってきます。当然のことながら、この収益に基づく料金の設定は立地条件によって生じることなので、いたし方ないということをお県南水道のほうで伺っております。

利根町といたしまして、県南水道のほうにできないのかということもございまして、それは水道料金の設定ですとか、今回の戦略プランに関しては管理者や副管理者、つまり構成市町の首長が水道料金の設定や経営戦略プランの内容を理解、承諾した上で県南水道企業団の議会に提案し、議決を得ているわけではございますので、町としては、その県

南水道企業団の運営方針に反する要望に関しましては、できないものと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今回の水道料金については、利根町を歩いて、町の皆さんからどうにかならないかという要望をいただいたので質問させていただきました。

次の質問に移らせていただきます。給食費の助成を、第3子のみ無料となっているものを、より多くの家庭が支援してもらえるように、第1子、第2子にも助成金を交付することを検討していただけるかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、峯山議員のご質問にお答えいたします。

給食費の助成を、第3子のみ無料となっているものを、より多くの家庭が支援してもらえるように第1子、第2子にも助成金を交付することを検討していただけるかのご質問でございますが、前回第3回の議会の際にも峯山議員から提案をいただいたと思います。第3子だけに全額助成するのではなく、第1子、第2子、第3子にそれぞれ1,000円ずつ助成金を交付するという方法もあるのではないかとお伺いしております。

現在、学校給食費の助成につきましては、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備とともに、少子化対策の推進に資することを目的に、3人目以降の在籍児童生徒の保護者に対しまして助成をしているところでございます。

学校給食費である食材費につきましては、学校教育法で保護者が負担することとなっております。現在、町といたしましては食材費の一部を助成する展示食及び保存食原材料助成金として支払いを、それぞれ各学校に地元食材提供事業助成金とともに合わせまして交付をしているというのが現状でございます。児童生徒の学校給食に関しましては、より多くの家庭を支援するために、第1子、第2子への給食費の助成金を交付する予定は、現在のところはございません。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 前回の9月議会で利根町の子ども・子育て支援計画について、子育て支援課長がこのように答弁されております。

支援法にのっとり事業の円滑な実施を確保するための基本的な支援に基づき策定し、経済的支援ばかりを指していないとおっしゃってございました。

そこで一つご説明していただきたいのですが、この子育て支援法の第61条の第7項と第8項のご説明をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 峯山議員に申し上げます。

ただいまの質問は通告外となりますので、よろしく申し上げます。

それでは、質問を続けてください。

峯山議員。

○1番（峯山典明君） この子育て支援法の第61条の第7項には、このように書いてあります。「子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない」、そして第8項では「広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とあります。

確かに学校教育課長の言うこともわかりますし、利根町の財政状況等さまざまなことを考えまして、今の支援策、支援計画ということは理解できるのですが、やはりこちらの第7項と第8項に書かれていること、そして企画課長はご存じだと思いますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略のアンケートで、子育て世代の方たちが一番求めていることは、教育と子育てにお金がかかる、だから経済的支援を求めているという声が高い、望む声があるということが実際にそのアンケートに出ておりますので、ぜひそこをご検討の上、ほかにさまざまな何か支援策を考えていただけたらと思うんですけれども、何かございますか、あればお願いいたします。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、峯山議員のご質問にお答えいたします。

現在、町の子ども・子育て支援計画での子育て家庭への経済的支援としましては、幼児教育・保育の無償化、それと児童手当などの各種手当、そういったことを支援するということで上げさせていただいております。

それと、今回は妊娠・出産に対するお祝いの事業ということで、ニーズ調査のときに応援手当の見直し案について提案しまして、半数以上の保護者の方に認められた事業ですので、こちらに上げさせていただきました。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは、次の質問に移らせていただきます。子育て支援の観点から、ランドセル支援事業を見直していただけるかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、ご質問にお答えいたします。

ランドセル支給事業の見直しについてということでございますが、前回、議員から京都府の発祥でありますランリック、今よりも安価で買えるんじゃないかというご提案をいただきました。

現在、ランドセル支給事業の見直しにつきましてでございますが、令和元年第3回の一般質問におきましても答弁をさせていただいておりますが、平成31年3月の利根町議会定例会におきまして、ランドセル支給事業も含めました予算案を可決していただき、5月の教育委員会定例会におきまして、利根町就学ランドセル支給事業実施要綱の承認をいただき、現在実施しているところでございます。

今後につきましても、利根町就学ランドセル支給事業実施要綱に基づきまして実施したいと考えておりますので、現在のところは見直しということは考えておりません。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今年度に関しては、平成31年3月に承認をいただいたということなので、仕方のないことなのかなと思いますけれども、単刀直入にお伝えさせていただきます。来年度の予算編成にランドセルを、全ご家庭を対象とした贈呈事業にまた予算を組んでいただきたいと思います。それでは、その予算編成を、ランドセル贈呈事業をまた予算を組んでいただきたいと思いますという根拠について説明させていただきます。

まず一つ目が、何度も議会のときに答弁していただいた教育総合会議の内容でございますが、こちらも議事録を拝見させていただきました。こちらの議事録、まず、第1回目の会議では、1人目の方が9ページにこのように発言をされていることが記載されています。「子供が、あるいは家庭が負担すべきものであって、財政に余裕があるなら別ですけども、財政の厳しい状況の中でこれだけの負担を毎年していくということが、今後どうなのかなというふうに思います」と発言されております。そしてこの第1回目ではもう1人、発言されております。2人目の方は10ページ目に「当初60周年記念行事として1年のみかと勝手に思い込んでおりました。でも今、5年になりましたので、そういう意味では区切りとして一応ピリオドという形がとれるのではないかと思います」と発言しております。

しかし、この第1回目の会議では、それ以降、どなたも発言されておらず、こちらの2人の方の発言に対して違った角度だとか、違う観点からの発言などはなく終わっております。そしてこの第1回目の会議の最後に町長が、「ランドセルとヘルメットの2点が出たけれども、その目的は子供たちにどういったものを行ったほうがよいか、その辺を私は真剣に考えていただきたいと思います。それにかわるようなものを調査して提案していただきたいと思います」と言って終わっております。

これが第1回目の会議の内容です。本当、ランドセルのことを2人しか発言されていないですね。

続いて第2回目の会議はこのようになっております。議事録の11ページ目で1人の方が、「ランドセルとかヘルメットとかどうなりましたか、ちょっとまだ経過を聞いておりませんが、ランドセルとかヘルメットがどこでストップできるかということをお考えすると、継続が力になりますでしょうか」と発言し、第2回目では、ほかの方はどなたも発言されていないんですね。この方が経過を聞いていない。継続は力になるからなどと発言しているんですけども、この内容について議論されていないんです。そしてこの第2回目の会議は、午後の15時30分に始まりまして16時6分に終わっています。たったの30分の会議でランドセル購入について困っているご家庭を心配する声、第1回目のときに町長がおっしゃっている、真剣に考えていただきたいと思います、そしてそれにかわるようなものを調査して提案いただきたいと思いますということに対して、第2回目の会議では議論はされていないんです。

そして、この会議もしくは教育委員会の終了後にメンバー間で意見交換をして決めましたと、前回9月議会の答弁で、要綱だとか規則というものをつくっていない事業だったの

で議事録には残っていない、あくまで意見交換として、そこでいろいろと意見が出たので、それらも考慮して決めたというお話が出ておりました。

ここで一つ気になるのが、一番最初、第1回目の会議のときに1人目の方が発言されている、これだけの負担を毎年していくということが今後どうなのかなと思いますと、要は財政を気にしております。今までの年間500万円を使っているということに対して、ちょっとどうなのかなということをおっしゃっているんですね。これに対して議論も全くされていない。そして結果として平成31年3月の予算委員会で可決された内容というものが今年度の予算で、それは101名のお子さんたちに総額51万5,000円の予算を計上しておりました。

ここで考えていただきたいことが、このランドセル贈呈事業を縮小したのは、500万円という金額が大きいから、だから縮小したと。そして最終的に51万5,000円の予算だったら可決することができた、通ったということです。それならば、もし今年度、前回の9月議会で私が提案させていただきましたランドセル、こっちが先ほど学校教育課長がおっしゃった京都のランリック、こちら約9,000円です。そしてもう一つ、日立市のランドセル、こちらに関しては約8,500円、こちらをもし採用していただく提案があったならば、今年度55万円で来年度の予算を編成することが可能ではないですか、来年度の新1年生は66名だと思いますし、66名でこの約8,500円のランドセルをもし採用することができれば、金額として55万円ほどで全ご家庭にこのランドセルを贈呈することかできます。いかがでしょうか、ご検討のほどお願いいたします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、峯山議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育総合会議の議事録の中身は読まれたとおりに思います。500万円が高い、これから継続していくのかということによりも、今まで贈呈していたものをランドセルの支給に変えたと、大もとの趣旨は経済的に真に大変な方、そういう方を救っていこうと、そしてそのほかの予算は別に使っていこうという趣旨が含まれて支給事業に変わったものと考えております。

また、議員質問の初めに登壇されたときに、町民の声ということをおっしゃったと思います。平成29年9月から議員と同じ企画課で仕事をしていたので議員もご承知だと思いますが、役場の中には委員会ですとか、協議会ですとか、学識経験者の方が入ったり、議員の方が入られたり、一般公募の方が入られたり、また、職員だけの委員会があったり、100を超える委員会、協議会がございます。

先ほどお話に出ました教育総合会議、このメンバーは各自治体のトップ、利根町で言いますと町長、教育長、そして教育委員ということで、町長は当然選挙で選ばれた方、また、教育長、教育委員は町長が任命し、峯山議員のように議員として町民から信任を受けて当選された方々の了解を得て委員になられるということを考えますと、町民の代表であると

理解しております。

今のところ、来年度の予算編成につきましては、今年度と同様に考えて編成のほうは進めております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） ちょっと違う角度でもう一度お尋ねしたいんですけども、今年度と同じ予算編成で来年度も考えているということなんですけれども、今年度、先ほどもお伝えしましたように51万5,000円です。そして本当に繰り返しになりますけれども、京都と日立市のランドセルであれば、それと同額で全ご家庭に贈呈することができるんですね。それらを踏まえて、同じような金額、同等の金額であれば本当に予算編成のところまで支給していました。そして今年度に関しては6世帯です。13世帯が申請して7世帯のご家庭がランドセルの支給に漏れてしまって、じゃあどうしようかと困っています。これが日立市や京都府のランドセルにすれば全ご家庭に同等の金額でできるということ、先ほどお伝えしましたので、ぜひそこも考慮して、金額余り変わらないので同じ予算編成をするのであれば、対象者を広げること、そしてランドセルの価格を下げてなるべく多くのご家庭に支援していただけるかどうかを検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議員ご質問にお答えいたします。

まず初めに、京都府でつくっているランリックという会社の製品、確かに今まで皆様に贈呈していたものからすれば安価な予算で済むと思います。ただし、仮にこれを皆さんに贈呈するにしても、このメーカーのこのものいいかどうか、その検証すら現在まだしていません。そして、予算編成に関しましては、先ほども申し上げたとおり、真に負担の必要な方、そういう方を対象にしていこうという形で今現在要綱にのっとりまして実施している予算計画、それを進めているというところで、今現在、これから考えを直して全員に支給する予算編成に変えていただけないかということに関しては、現在は考えておりません。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） どの事業もそうだと思うんですけども、最近、所得制限を設けることがすごくふえてきています。そこで、真に必要な方という話が出ていますけれども、今回申請された13世帯のうち、7世帯が漏れてしまいました。この7世帯は、本当に心の底からランドセルを求めていたと思いますけれども、数字の上で真に必要な方とおっしゃる条件から漏れてしまったということだけでランドセルを贈呈してもらえなくなった、支給してもらえなくなったというのは本当に悲しいことですし、残念なことだと思います。

この「真に必要な方」という表現と、あとそれをどなたが決めるのかなというところにごく気になることがあります。当たり前ですけども、私も含めて皆さん、町民の皆

様のお支払いしていただいている税金で食べさせていただいております。だからこそ、立場を同じ目線に立っていただいて、真に必要なかどうかを決めるのは本当に私たちでよいのでしょうか。本当に1,000円、1万円、そのぐらいの差でランドセルが支給されるのかどうかという条件が本当に変わってしまうと思うんです。そこで、せっかく申請したのに漏れてしまったという気持ちというのは酌んでいただきたいと思います。そこで私は、所得制限を設けるのではなく、真に必要なかどうかを決めるのではなく、全員に贈呈すればよいのではないかと考えました。

ここで一つ、ちょっと誤解があると思いますので、一つ訂正というか提案なんですけれども、もしランドセルが必要でないという方、裕福なのでランドセルはうちは要らないよ、あとは祖父母の方たちがプレゼントしてくれるから、うちは役場の支給するものは必要ないですよというご家庭には、辞退していただくような方法をとればよいのではないかと思います。辞退するのはすごく簡単なんですよ、でも、税金で賄っているものに対して、自分からくださいと言うのは難しいと思うんです。だからこそ、辞退するという対応をとって全ご家庭をまずは対象として、この事業をもう一度再考するなど考えてもらったらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、その線引きと言いますか、どこでそれを町で決めていいのか、何の基準であるということですが、確かに子供の多いご家庭、また少ないご家庭いろいろございます。このランドセルの支給要綱をつくる時にも、その基準を決めるところが、一番教育委員会の中でも考えたところでございます。

真に今回のランドセル支給要綱の支給が必要であろうと思われる方の最終的な決定というのは、現在、国で行っております要保護・準要保護、準要保護は町で支払いをしているものでございますが、要保護というのは生活保護等に該当されるご家庭に教材費ですとかいろいろなものを支給するというのが要保護の条件でございます。それに準じまして町のランドセルの支給要綱をつくったときには、所得税非課税世帯というところで一つの線を引いて、確かにそこから1,000円ちょっとの差でもらえなかったという方は出てくるかもしれませんが、その線引きとしては、国の児童生徒たちへの支援としている要保護、その基準を用いて要綱をつくったという状況でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは、本件については違う質問を、同じランドセルの話なんですけれども、違った角度でちょっとお尋ねさせていただきます。

前回9月議会でも花嶋議員がランドセルのことに対して質問しております。花嶋議員は過去に3回、このランドセルについて質問をしております。私も同じように、今回も入れて複数回質問しております。

そこで、先ほど学校教育課長のおっしゃった、国で認められた会議であり、そこに選ばれたメンバーは責任を持って取り組んでいて町民の代表として会議に出ているので、そこは尊重するというお話です。私もそれは、当たり前ですけれども、尊重しておりますし、理解しております。だからこそ、前回9月議会で花嶋議員も少し懸念していたのが議事録がないこと、規則と要綱がないから議事録にも載らないところで意見交換をして、それも決める考慮のうちの一つだったというところに対して、すごく引っかかっております。

そこで町長にお尋ねしたいんですけれども、行政の見える化という観点から、この議事録にも残らないところでの話し合いが何らかの決定に考慮されたということについて、どのように思われるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 総合教育会議の中で新たな事業についての話し合いがありました。その中でICT、プログラミング教育、そういうのが話題に、話し合いの中で出ておりました、次々に出てくる新しい事業がありまして、全部が全部やっていくなれば町はパンクしちゃうじゃないか、全部やめないでやっていったらおかしくなっちゃうというような意見がありました。そのところは、峯山議員、さっきの議事録読んだときに入っていませんでしたけれども、そういうことも入っているはずです。

そんな中で、ランドセルの問題が上がって、何と言うんですか、それを縮小してICT、プログラミング教育のほうに進んでいこうという話がありましたので、そういうふうにしていったほうがいいんじゃないかということで、私は納得していたところでした。

何の事業でもそうだと思うんですが、学校教育だけではなく、いろいろな事業に関して5年、10年とやっていって効果が上がらないものについては、やっぱり違う事業を考えて、もっと多くの人にいろいろなものをいい考え方で喜ばれるようなもの、低単価で、そういうものを考えていくべきだと私は考えておりますので、これから少ない子供で、峯山議員は先ほどから何回も繰り返して言っていますけれども、私は土浦市で見たんですが、言っているのは布のランドセルですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） 今答弁しています。後でいいです。

ああいうものだと思うんですが、私は所得税の非課税世帯ということで納得はしたんですが、お金をたくさん持っている家庭でも扶養家族がたくさんいれば非課税世帯になってしまうということもあります。そんな中でいろいろ話し合っただけで、それでいいだろうと決断したところなんです。

これから、この町、過疎脱却に向けてみんなで力を合わせていきますので、いろいろな事業も、全ての事業を見直しながらやっていきたいと考えているところです。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 私が質問させていただいた内容は、学校教育課長のおっしゃって

いることは尊重しております。議事録に載っている公の場の会議であれば尊重しています。しかし、議事録にも載らないところでの会議が何らかの決定に影響を及ぼした可能性があるので、行政の見える化という観点からどのようにお考えですかという質問でございました。こちらとは食い違いが、ちょっとかみ合わなかったということかもしれませんが、次の質問に移らせていただきます。

次は、防災についての質問になります。

災害時の情報発信をよりわかりやすく、より頻繁に流すことを検討していただけるかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 災害時の情報発信についてのご質問ですが、気象庁からの情報収集と茨城県等の関係機関からの情報をもとに判断し、防災行政無線による放送や情報メール、エリアメール、町公式ホームページ、Lアラートにより配信しております。配信の際には、町民の皆さんにわかりやすく、また速やかに伝達できることが大切であると考えております。

よりわかりやすくということですが、町民の方からの改善要望はございませんが、改善すべき点があればお知らせください。それをもって検討させていただきたいと思っております。

また、頻繁に流すことということですが、状況やタイミング等を考慮しながら、適宜に判断し配信しております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） それでは、災害時の情報発信について、三つのことを検討していただきたいので提案をさせていただきます。また、提案とともに説明をさせていただきます。

まず台風第15号のときです。利根町も被害を受けたときに、町の皆さんから聞いた話です。防災無線が聞き取りにくい、何を言っているかわからない、あなたが知らせてくれなかったら避難所の存在を知らないままだった、役場の職員が車で回って広報車などで放送するのではないのか、だめならだめで、だめというのは停電のときですね、停電の復旧のめどが立っていないくて、それがだめならだめでもいいので、30分置きおき、もしくは1時間置きでもいいからだめならだめでも、その情報を流してほしい。とにかく情報が何もないと不安になるとのお話をたくさんいただきました。

皆さん、情報を欲しています。行政側からしたら決まらないと何も言えないということは、私も理解しております。しかし、地方自治体は住民福祉サービスが仕事です。役場のルールや行政の仕組みが原因で町の人たちが不安を抱くというのは本末転倒だと思います。

また、利根町は公式ツイッター、フェイスブックがあるにもかかわらず、どうしてこちらを活用されていないのでしょうか。SNSの拡散力は災害のときこそ力を発揮します。

15号のときはツイッターが1回、フェイスブックがゼロ回、19号のときはツイッターが

4回、フェイスブックは2回、21号のときはツイッターが1回、フェイスブックは3回です。

多くの方に情報を伝えるのであれば、これらは必須です。災害時こそ情報発信に本気を出していただきたいです。そして、ホームページも考えていただきたいと思います。

私が台風19号の被害が知りたくてホームページにアクセスしたところ、何と表示が台風15号のままだったんです。開いてクリックすると台風15号の被害情報しか出ませんでした。数週間以上も同じ情報がのったまま、台風19号については全く触れておりませんでした。

ツイッター、フェイスブックはもちろんのこと、ホームページも数分で誰でも更新することができます。もう一度繰り返しますけれども、災害時こそ情報発信に本気になっていただきたいと思います。

そして防災無線、決算委員会のときにも防災無線が聞こえないという苦情がないということをおっしゃっておりましたけれども、私が前回防災訓練のときにいろいろなところで話を聞くと、やはり防災無線聞こえないよという声が多かったです。

そのときに総務課に行って防災無線の話をすると、0120のテレホンサービスに電話してくださいとおっしゃいますが、この0120のテレホンサービスの流れというものが、防災無線が流れた、よく聞こえない、だから電話するという流れだと思います。そもそも防災無線が全く聞こえないというところでは、防災無線が流れたという事実すらわからないのですから、テレホンサービス0120にかけようという行動はとれません。

じゃあどうするかという話ですけれども、石岡市や取手市が防災ラジオというものを導入しました。また、数年前のこの議会でも質問があったかと思うんですけれども、受信機の設置、特にご高齢の方、ひとり暮らしの方、この受信機を設置するなど工夫していただけたらと思います。

以上が私がこの災害時の情報発信について、ぜひ検討していただきたいことになります。

では、続いて次の質問に移らせていただきます。避難所の質問になります。

災害が起きた際に利根町に暮らす方全員が安心して避難し、ストレスをためることなく生活できるだけの環境となっているかどうかを伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 避難所はストレスをためることなく生活できる環境となっているかとのご質問ですが、各避難所とも個室になっているわけではないので、必ずしもストレスがないというわけにはいかないと考えております。特に避難所生活が長期間になった場合は、プライバシーの問題や人間関係もストレスの原因となると思います。

そのため、町ではできるだけプライベートスペースを確保するため、テント型間仕切り225基のほか、授乳や着がえのための簡易型プライベートルーム10基を備蓄しております。

また、避難が長期になった場合には、避難所ごとに自治会を設けることにより、良好なコミュニケーションがとれるものと考えておりますので、平時からそのような認識を持つ

ことや、必要な訓練を行うことも重要であると考えています。

町といたしましては、町が実施する防災出前講座を活用していただくことにより、町民の方々の認識も高まり、いざ避難生活となった場合に有効であると考えております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 町長もおっしゃったように、やはりプライバシーを確保するためのパーテーションなどは必要です。しかし225基では本当に少ないと思います。

そこで、この避難所について三つ、ぜひ検討していただきたいことがあります。一つ目が避難所を水没しない役場と日本ウェルネススポーツ大学に統一するなど、町の皆さんにもっと安心と思える避難所を提供すること、そして二つ目は、ご高齢の方が食料を持参しなくてもいいように飲食物を用意すること、三つ目が、先ほどのパーテーションのテントと非常食及び備蓄品を可能な限り全世帯分用意することをぜひ検討していただきたく思います。

どうしてこのような、皆さん多分それ理想だよと、無理だよと、利根町の財政では難しいんじゃないかとおっしゃると思います。しかし、このパーテーションテントを全世帯分用意するという事は、スフィア基準でも提唱されております。

ルワンダの難民キャンプで難民の方たちが感染症などで、また性被害などもありました。そのことからNGO団体がスフィア基準というものを設け、人権確保、人権の尊重というものをうたっております。このスフィア基準に定められているものが、本当にプライバシーです。あとトイレです。ストレスなく数週間、最悪何カ月も過ごさなければいけないところで地べたに寝そべって、寒い中、区切りもない中、トイレの数も少ない中、食料もない中暮らすことは本当に大変です。

この利根町、昨日も町長が答弁でおっしゃいましたけれども、いつ災害が起きるかわかりません。今回、水害の被害がそこまでありませんでしたけれども、万が一、昭和20年代のときのような被害が起きたら、高台でしか私たちは避難できませんし、そこに最悪1万6,000人全員避難することもあります。だからこそ、ご存じだと思いますけれども、こちらのテント、簡単なものです、ただ区切りがつくられるぐらいの布でできたつくりになっております。このテントを可能な限り、全世帯分用意していただきたく思います。

繰り返しますけれども、避難所、本当にストレスがたまります。だからこそ、小さなお子さんからご高齢の方、そして体が不自由な方、また、それ以外にも働き盛りの方も病気になるたら困ります。役場の職員の皆さんも避難しなければいけなくなります。避難所は本当に大事な問題です。ぜひ安心して暮らせる町というものをかなえる、願う、そういうまちづくりをしていきたいと思うのであれば、今後避難所の設備、質、これらを改善していただきたく思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。町政懇談会についての質問になります。

町政懇談会、こちらに多くの方に来ていただくこと、そして質を高めるためにも告知・

宣伝，事業の報告などの方法を見直すことを検討しているかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町政懇談会の告知・宣伝方法，事業の報告方法を見直すことを検討しているのかとのご質問ですが，まず，町政懇談会の告知・宣伝方法についての見直しのことですが，昨年は初めてということもあり少数の参加でしたので，ことしは広報と町公式ホームページに加え，公共施設及び商業施設などへのポスター掲示，前日の情報メール配信，当日の防災無線を実施し，多数の方に参加していただきました。

また，事業の報告方法については，もう少し短くできればと考えております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） こちらも先ほどの災害時と同じで，やはりフェイスブック，ツイッターなどSNS，そしてホームページをより活用していただきたく思います。

ホームページを拝見しますと，本来ならばホームページのトップページに大きく町政懇談会の表示があると思うんですけども，なぜかこちらがスライドショーでした。1秒，2秒ですと画面が変わってしまうところに表示がされておりましたので，できればこちらを固定バナーとして表示されることを検討していただきたく思います。

SNS，ツイッター，フェイスブック，町長はSNSのアカウントをお持ちですが，こちらに関しては情報発信回数，町政懇談会に関してはゼロ回でした。本当に多くの方に来ていただきたいというのであれば，もはやSNSをやらないということは考えられません。インターネットの情報発信，先ほども災害のときこそ本気になってくださいと言いましたけれども，それ以外にも本当に多くの方に来ていただきたいと思うものについては，あるんですから，公式ツイッター，フェイスブックを活用してください，もったいないです。

そして，町長ももう少し短くできればとおっしゃっていましたが，町の皆さんからのご意見をお伝えさせていただきます。町の皆さんたちは，町長との対話をたくさん望んでおりました。報告をするということは，確かに大事なことで資料を見て，それを説明するのは本当に大事なことです。しかし，せっかく資料を来られた方たちに配付しているのですから，やっぱりそこは簡潔にして資料に目を通してください。わからないことがあったら質問してくださいという形で対話をふやすことのほうが，懇談会としてよいのではないかと思います。次回，来年度，この辺，宣伝・告知，そして報告の方法を検討していただけたらと思います。

それでは，最後の質問に移らせていただきます。町政懇談会当日に個人情報，名前，あと電話番号，住所があったかどうか覚えておりませんが，私も書かせていただきました。こちらを記入するということを採用した目的をお尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 町政懇談会のときに受付で参加者の個人情報を記入させた目

的はとのご質問でございますが、あくまでご参加いただいた方の把握の目的で記入をお願いしております。

目的からすれば、個人名までの記入の必要はございませんので、来年度につきましては、地区、それと年齢層、ほか懇談会の開催を知り得た情報は何かなどの簡単なアンケートを交えた形にしたいと考えております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） ご検討のほどありがとうございます。

さて、町長は施政方針で、私の住まいは利根町ですと誇りを持って答えられる町を町民の皆様と築いていくこととおっしゃっております。本当にそのとおりだなと、私も共感しております。自分の住んでいる町に誇りを持って、誰かに聞かれたときに、利根町に住んでいるよと堂々と胸を張って言えることは大変すばらしいことだと思います。

だからこそ、町長を含め、行政の皆さんにはもう少し利根町に暮らす人たちを大事にしてもらいたい。利根町に暮らす皆さんのほうを向いていただきたいと強く願います。

さまざまな行事や事業に携わっていると、お金が利根町の外に落ちていると感じることが多々あります。そして、同じような能力を持っているのに、どうして利根町の人ではなく利根町の外に住んでいる人にお金を払っているのだろうということもあります。皆さんそれはどのように感じているかわかりませんが、本当に利根町は人材の宝庫です。町長もおっしゃっております。利根町の宝は人材だと、人だと。だからこそもっと利根町を向いていただきたい。生活する方たちにスポットライトを当てていただきたいと強く願います。

確かに事業をたくさんやっていけば、町の方たちからいろいろ何か言われるかと思えます。しかし、失敗しても、事業がうまくいかなくても、誠意を持って誠実な受け答えをすれば皆さん理解してくださいます。私も本当に厳しいご意見をたくさんいただきます。しかしそれも信頼関係がなせるから厳しい意見を言ってもらえるものだと思います。

利根町の皆さんを向いて、利根町の皆さんを大事にする、大切にすることによって、それこそ本当に町長のおっしゃる協働のまちづくりが可能になってきます。

しかし、残念ながら今現在、皆さん、行政側からのお願いというものがすごくたくさんあると感じますけれども、私たち支払う税金がふえて、賃金が下がり、年金も減り、それでも町に税金というものを払っていかねばいけない。では、その対価を町の皆さんは何を求めているかという、住民福祉のサービスです。これは自助でも共助でもなく、公助でしかできないことです。公務をされる皆さん、公務員の皆さん、行政の方でしかできないことです。すごくやり甲斐がありますし、本当に誇りを持てる仕事です。だからこそ町民の皆さんを向いて、もっと大切に、何を求めているのか理解した上で、同じ能力であれば町民の方をお願いをする。お金を落とすのであれば利根町ということをしていけば、誇りのある町だし、町の皆さんも誇りを持てると思います。自分が期待されてい

る、頼りにされているという実感があります。

しかし、これはあくまで対価です。お願いだけでは難しいです。住民福祉サービスを充実してくれている行政だから、利根町が私たちにこれだけのことをしてくれているから、じゃあ私たちも利根町のために頑張ろう、お手伝いしようとなります。これが本当の自助・共助・公助だと思います。ぜひ誇りを持てる町、私も利根町大好きです。だから、今このような発言をしているんですけども、ぜひ一緒に誇りを持てる町をつくっていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

私からの質問は以上になります。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を午後1時30分とします。

午後零時07分休憩

午後1時30分開議

○議長（船川京子君） ただいまの出席議員は11名です。10番若泉昌寿議員から所用のため欠席という届け出がありました。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告者、7番花嶋美清雄議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。7番通告、7番花嶋美清雄です。寒い中、傍聴に足を運んでいただきまことにありがとうございます。また、台風で被災された方にはお見舞い申し上げます。

今回の一般質問は大きく三つの質問をします。よろしくお願いいたします。

質問事項1、町の防災について。

（1）台風15号、19号、21号に対して町の行動についてお伺いします。

以下は自席で行います。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えをいたします。

台風15号、19号、21号に対しての町の行動についてのご質問でございますが、町の活動としては、住民の方に対しては各情報の配信等で、職員については全職員に対して台風に対応するための事前指示をし、その後は災害警戒本部または災害対策本部を設置し、町内の被害状況の把握と被害対応等を行うことが主な活動になります。

最初に、台風15号についてはコンパクトでスピードが速い、また、日本に接近するにつれその勢力を増し、関東各地で大きな被害が発生しました。町内における特に大きな被害

としては、倒木と停電でございました。

活動については、災害対策本部会議を6回開催し、被害状況の把握と、対応としては避難所開設、道路上の倒木処理、家屋等の被害調査・罹災証明書の交付、このほか、災害ごみ仮置き場設置などを行っております。

次に、台風19号については台風15号を上回る勢力で、茨城県内においても河川の決壊など甚大な被害が発生し、過去に経験のない災害となりました。利根町においては、特に台風による直接の大きな被害はありませんでしたが、利根川上流部で非常に強い雨が降ったことにより利根川河川水位が上昇し、水防団による警戒態勢をとることとなるなど、多くの住民が不安になる事態となりました。

活動については、災害警戒本部会議を7回開催し、被害状況の把握と、対応としては避難所開設、水防団による利根川河川の警戒、家屋等の被害調査・罹災証明書の交付、このほか災害ごみ仮置き場設置などとなっております。

次に、台風21号については、低気圧との関係で関東、東北地方などを中心に記録的な大雨となり、千葉県と茨城県では河川の氾濫や広範囲に冠水被害をもたらしました。町内における被害も、主に道路や農地への冠水でした。

活動については、災害警戒本部会議を3回開催し、被害状況の把握と、対応としては避難所開設、中田切、利根ニュータウン地区外冠水水害対応、土砂災害警戒、土のう配布対応、家屋被害調査と罹災証明書の交付、このほか災害ごみ仮置き場設置となっております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 15号、19号、21号と大変な被害をもたらした台風でした。

それで、先ほど来、災害の情報、SNS、ツイッター、ホームページ、フェイスブックなどということで、なかなか町民の皆様は情報が伝わりにくいということで、今ちょっと調べたら災害情報として地図アプリというのがあるみたいで、携帯電話を持ちながら地図を見て、ここは通れる、ここは通れないと一目でわかる、なかなか風が強かったりして台風情報、防災無線とか聞こえない、なかなかホームページも、今回は停電とかでホームページも見られなかったと聞いておりますので、こういう地図アプリを使って避難情報を伝えるということを考えているのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） その地図アプリというものが実際にどのような状況で使えるのか、それは有料なのか無料なのかちょっとわかりませんので、今のところお答えできませんけれども、後でちょっと調べてみたいと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） とてもいいアプリだと聞いておりますので、調べて、ぜひとも使っていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。（2）番、被害状況と対策をお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 台風15号，19号，21号による当町での主な被害状況と対策についてのご質問でございますが，まず台風15号について，特に大きな被害としては，住家被害を初め倒木と停電でしたが，倒木による対策では，道路パトロール等の実施，町各課職員による倒木処理，関係機関との連携を図るなどです。

停電につきましては，問い合わせ対応，熱中症対策のための避難所開設と飲料水等の物資輸送，また，住民の方への情報配信でございます。

なお，電力会社に対して今回のような停電時において，今後どのような対応・態勢をとっていくのか，そして周知していくのか，文書をもって提出していただくよう要望依頼いたしました。

次に，台風19号については，事前に気象庁や報道機関等で大きく報道され，道路もほぼ直撃が予想されましたので，あらかじめ避難所開設の対策が講じられ，福祉避難所1カ所のほか，布川，文，文間，東文間地区に避難所を各1カ所ずつ開設するとともに，住民の方への情報配信をいたしました。

利根町においては，住家等被害のほかは特に大きな被害はありませんでしたが，大雨による利根川の水位上昇で，多くの住民の方が不安となる事態となりました。

避難所に避難された方々が帰宅される一方で，利根川水位の上昇が見込まれたため，消防署による警戒態勢をとり，また，万が一に備え，当初開設した5カ所の避難所を閉鎖すると同時に，高台に位置するウェルネススポーツ大学第1キャンパスの避難所開設と，住民の方への情報を配信し，避難所を閉鎖後も消防団による警戒態勢は継続とする対策を講じました。

次に，台風21号については，特に大きな被害としては，大雨による中田切，利根ニュータウン地区等での冠水被害で，対策としては避難所2施設の開設と住民の方への情報配信，道路通行どめや水中ポンプによる排水などの対応をいたしました。このほか，土砂災害警戒と土のう配布を対応いたしました。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この被害について，補助金や見舞金というのは町として考えているかお伺いします。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは，花嶋議員のご質問にお答えします。

今の利根町に見舞金の要綱がございます。その中で一応見舞金の基準というものがございまして，今回の場合の風水害につきましては，住宅の床上浸水というところが最低のポイントになってございます。

そういうことで，床下とかありますと見舞金が出ないということになりますので，ご了承願いたいと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） わかりました。

続いて、3番に進みます。避難者の状況はということでお伺いします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 避難者の状況についてのご質問でございますが、まず台風15号につきましては、開設避難所は利根町公民館の1施設で、避難者数は21人でした。

次に、台風19号につきましては、当初、開設避難所は利根町公民館、布川地区コミュニティセンター、文間地区農村集落センター、生涯学習センター、保健福祉センターの5施設で、避難者数は140人でした。

閉鎖後に開設したウェルネススポーツ大学第1キャンパスの避難者数は29人でした。

次に、台風21号につきましては、開設避難所は利根町公民館、保健福祉センターの2施設で、避難された方はございませんでした。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 19号のときに140名ということで、この利根町情報メールでは午前9時にウェルネススポーツ大学第1キャンパスの避難所を開設しましたということなんですけれども、水がふえてきたというのが、台風なので大雨ということなので、これなぜ初めから第1キャンパスのほうにしなかったのか、これ140名から29人、結構コミュニティセンターからでも、公民館とか文間地区農村集落センターから結構距離があると思うんです。9時に閉鎖で9時から避難所開設ということで、なぜ初めからウェルネススポーツ大学にしなかったのか、何か理由があるんですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 最初からウェルネススポーツ大学を避難所としなかった理由としましては、まず、ウェルネススポーツ大学の開設理由といたしまして、利根川の水位が上昇したということがございます。水防団のほうも警戒に当たりました。

住民の方からの問い合わせが結構ありまして、不安に思っている方も多かったということで、避難勧告とまではいかないですけれども、避難所情報として避難所をウェルネススポーツ大学に開設したものでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 先ほど町長は、利根川とかが決壊した場合は牛久に避難ができると言っていたと思います。ちょっと調べたら小学校ということで、これ牛久に行く手段、結構この台風でどうしたら避難所まで行けるんだという問い合わせもあったんですけれども、なかなか雨風強い中、車もない高齢者、免許を返納してなかなかバスは来ない、福ちゃん号とかタクシーもありますけれども、その避難所に行けない、大変だと言われたんで

すが、まさか牛久までということは、どういように住民を避難させればいいのかと思って、町長はどういうお考えをお持ちですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 町長の答弁の中では、きょうは牛久の避難所の話はちょっとしていなかったかなと思うんですけども、牛久への避難につきましては、以前にも述べたかと思うんですけども、県南地区の、全部ではないんですけども、稲敷広域管内の市町村で計画をつくっております。

その計画は、利根町のどここの地区は牛久の第何小学校とか、どこに避難するというものが載っております。ただ、避難ルートに関しましてはまだ出来上がっておりません、実はこの12月にその管内の市町村が集まって、その計画に基づいた行動をどうとるかという会議を設ける予定でしたが、ちょっと日程の都合がつかず流れてしまいました。また、年明けには調整して開催されるものと思いますので、その中でも考えていきたい、考えなければいけないと思っております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） できるだけ早く会議を再開していただきたいと思います。

続きまして、（4）番、消防団、大変皆様の不安を取り除いていただいた消防団の行動をお伺いします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 消防団の活動についてのご質問でございますが、消防団は消防団長が災害警戒本部会議、または災害対策本部会議に出席することにより情報の共有または連携を図っているところでございます。

台風19号での利根川増水の際には、役場前に消防団本部、それと堤防上に各分団を配置して堤防巡視などの警戒にも当たっております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） それでは、この利根町情報メールの中身なんですけど、利根川の水位が下がり始めたということで避難所も閉鎖、利根町の災害警戒本部も解散しております。その中で水防団による警戒態勢は継続しますというようにメールが流れてきました。

警戒態勢が続いている中なのに、なぜ警戒本部を解散してしまったのか、もう少し置いておいてもよかつたんじゃないかなと思うんですけど、その件についてはいかがですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 利根川の状況をずっと注視しておりました。

栗橋のほうではかなり下がってきているという状況がございました。利根町のほうも下がったと、下がり始めたということで警戒本部のほうは解きました。ただ、消防団のほうの警戒態勢というのは、利根川の水位が何メートル以上というのがございますので、継続させていただいたということでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この水防団は何日まで続いたのでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 各分団の警戒配備が13日の14時30分から警戒態勢に入りました。水防団の警戒解除は14日の11時30分でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 14日の11時30分、ということは水防態勢になっていた、警戒本部は解散しております。このとき町長は、14日とかは多分天気がよかったと思うんですけども、被災現場とか水防の様子とかというのは、あとは利根町も広いので災害状況を視察とかというのは、町長は防災をすごく重要視していると思うんですが、こういうことは町長として当然だと思うんですが、見回ったのか、もちろん水防団が14日の11時30分まで開いているということなので、町長でありますから、その統括もするのでしょうか。この14日の日というのはどういう行動をしたのでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 統括は、私でなくて稲広です。

私は21号のときにも夜中見回っていますし、現場見えています。いろいろなところを見回って、土のう積んである場所とか、一緒に行った議員もおりますので、夜中、職員の方が大変だなというところも全部見せていただいて、初めての経験だったので、夜1人で押付新田のあたりで交通整理をやっている職員もいましたし、通行どめにしてあるので、ニュータウンで水をくんで土のうをやっている職員もいました。

いろいろなところを、四季の丘の崖崩れたところへ行ったかどうかわかりませんが、私は土のう積んである場所も見えております。全部見ながら一通り利根町を回っています。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 一通り回っているということで、14日というのは、これ明確ではないのですが、町長は出かけていたと聞いたもので、この場で確かめてくださいと住民から言われたので、2泊3日で出かけていたんじゃないのと聞かれたんですが、そういうことはないですね。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） それは21号のときは出張しておりましたが、帰ってきてそういうことだということでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） では、10月14日ではなかったということで、わかりました。

これも住民からで、消防自動車というのはお祭りとかにも借用していると思うんですけども、どういうことにこの利根町の消防団の消防自動車というのは借用できるのでしょうか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 借用ですか。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 利根町には3年に一度のお祭りとかありまして、水をお祭りのときに使うので、そのときにも消防団の消防自動車が借りられて、水を出すのに消防団のポンプ車か可搬のポンプを使うんですね、使っているんですよ。こういうのというのは、どういう申請をすれば使えるのか、これは分団各自でやっていることなのか、ちょっと前の3年、4年前ぐらいのお祭りのときにはちょうど火事が起きて、そのポンプ車を引き上げて消火活動に行きました。そういうことがあるので、どういうことで利根町消防団の消防車、可搬ポンプとかを借りられるのか、そういうことです。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） ポンプ車であるとか、可搬式のポンプであるとか機械のみの貸し出しは行っていないと思います。

地区であったりとか、そういう団体からの要請で消防団に出ていただきたいとか、力をかりたいという場合には、当然、地区または団体のほうから町のほうに消防団の出動要請等がございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） そのときにはもちろん団長などに報告して、周りの分団に声をかけて、いついつポンプを使うので、そのときには周りの消防団よろしくねというような体制になっているのでしょうか。もちろん消防署にもですね。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） もし火災が起きたときに支障が出るような出動の仕方はしていないと思うんです。利根町の中で何か活動しているのであれば、火災が起きたときには、そこから現場に駆けつけるという形になるかと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） わかりました。これ本当に大切なことで、前にも知り合いのところから聞いたんですが、当日火事になってしまった、これは消防署なんですね、何をやってたかと言うと、スズメバチの駆除をやっていて1軒丸焼けになりました。こういうことがあってから消防署のほうでは、利根町だったら学校のスズメバチは行くかもしれませんが、そういう個人のところにスズメバチの駆除とか行かないんですね。なぜかと言うと、ことし布川小学校のプールの清掃にもポンプ車が使われたんですね。これも許可、誰が出したのかなど、これも結構な時間使っていて、火事になったらどうなのかなと思っていたんですよ。

そしたら、この間、消防団長にお尋ねいたしました。ちゃんと連絡が来ているのかと、周りに伝えているのかと、一切伝わっていないと、飯島団長が申ししていました。

こういうことはどうなんですかね、大切な人命を守る消防自動車の使い方、これ、もうちょっと検討してもらったらどうなのかなと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私も気がつきませんでした。今後、検討しながら話し合っていきたいと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） よろしくお願ひします。本当に人命が大切なので、プールを洗うのも、火災や事故が起きてしまったら消防団の皆さんの力をかりないと住民も安らかに生活できないと思うので、ひとつよろしくお願ひします。

続いて、質問事項2番のほうに移ります。町の教育環境について。

(1)、この間「どの子ども活かし どの子ども伸ばす」と教育長がおっしゃられたんですが、このお考えを具体的にお伺ひします。よろしくお願ひします。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 花嶋議員の質問にお答えいたします。

「どの子ども活かし どの子ども伸ばす」という私の考えでございますが、さきの9月町議会に私が教育長になった際の抱負として、書面にて5項目を挙げさせていただきました。その第1番目に挙げたのが、「どの子ども活かし どの子ども伸ばす」という理念のもと、子供たち一人一人が夢や希望に向かい努力し、豊かな自己実現を図る教育を推進したいということでありました。

国の教育基本法には義務教育の目的が上げられています。その条文は、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする」とあります。

このことを考えたときに、公立学校で学ぶ全ての子供たちには、等しく能力に応じた教育を受ける機会が与えられなければなりません。学校という場にはさまざまな子供たちが集まってきます。日本人やほかの国の子供たち、男子と女子、障害のある子供とそうでない子供、俗に勉強のできる子や運動が得意な子等々、まさに社会の縮図でもあります。その学校という小社会の中で学ぶ子供たちは、人間として基本的な資質を身につけて成長していきます。

そのためには、同級生が100名を切った利根町の学校という場において、指導者側が全ての子供たち一人一人に活躍の場を意図的につくって、子供がその場面をみずからの力で解決、あるいは挑戦していきます。そして、その課題を乗り越え、克服した子供は、その自信が次の原動力となってその次の場面に挑戦していきます。その結果として学力が伸びたり、人間性が伸長したりと思い「どの子ども活かし どの子ども伸ばす」と挙げました。

「どの子ども活かす」に「活躍」の「活」、「活動」の「活」を使わせていただいたこと

も、先ほど言いました全ての子に「活躍する場を設けてほしい」という思いで挙げております。

また、進む少子化の中で、残念ながら伸びている数字が幾つかあります。いじめや不登校の数字です。特に不登校は小学校の低学年からふえているのが気になるところです。利根町ではふえてはいないのですが、日本の国全体として、県として見た場合には、小学校の低学年の不登校の数字が伸びています。学級での居場所づくりは自己存在感や自己有用感にもつながります。子供一人一人に学級の中でも、その子の持ち味を生かして集団生活をする中で、人間的な成長が図られると考えています。

家庭で生まれ、学校で育ち、社会に出て社会人となる人の一生の中で、学校で学ぶ過程では、どの子もないがしろにしない教育を目指していくということになります。もちろん私一人がそう思っても何も変わらないのはわかっています。子供一人一人を活躍させるには、子供の持つ能力や人柄、人間性をしっかり把握しなければなりません。正確な子供の実態把握が必要です。細やかで正確な児童理解・生徒理解をした上で、その子供の持つ能力を伸ばす場を創造してあげることが大事になってきます。

ですので、私としては10月、11月の学校長会議の中で私の考えている方策、あるいは目出す具体像、そういったものをそれぞれの学校長に訴え、それぞれの学校での具現化をお願いしているところでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） なかなか教育というのは難しいものが本当にあると思います。私も今、小学校1年生の娘がいるんですけども、一人目ですけども、大変難しいなと考えております。

小中で9学年ありますよね。9学年あって、学年ごとでちょっと違うのかなと、教育長はずっと学校畑なので、1年生からもちろん中学校3年生までで各学年ごとで教え方や何か違うと思うんですが、教育長の経験上から、小学校1年生、2年生から中学校2年、3年とどのように「子供を活かし、伸ばし」というのはそれぞれだと思うんですが、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 発達段階に応じた指導ということですか。

そうですね、私、学級担任としては小学校の2年生から中3まで経験したんですが、小学校の2年生で忘れられない出来事としては、給食の献立、みそ汁だったと思うんですが、小学校の2年生が誤ってこぼしてしまったんですね、それで食缶の中には3分の1ぐらいおみそ汁が残っていたのでしょうか。それを周りの子は、怒る子供もいれば、早速雑巾を持ってきて拭く子もいれば、給食室へその足りない部分をもらいに行く子もいれば、いろいろな子供たちが、2年生ですのでいました。それで、すばらしいなと思ったのは、残った3分の1のおみそ汁をみんなで少しずつ分け合えばいいじゃないかと言い出した子供が

いたんです。最終的には、給食室へこぼした分のおみそ汁をもらいに行つて事なきを得たんですけれども、そういった子供たちの素直な気持ちを伸ばしていけば、義務教育の出口である中3の出口のところでは大きな問題にならないんだろうと思うんですが、また、中学生は違って、苦勞した場面としては、ある中学校、利根中ではないんですけれども、学年主任のときに、体育祭の校歌を歌う際、歌いなさいと言うと逆に歌わないんですね。大きな声で歌いなさい、絶対先生の言うことには従わないと、いろいろなへそ曲がりがありましたので、それぞれの発達段階で子供の性格、持ち味、そういったところを理解して、もちろん個別に当たるところと全体の指導とは違うんですけれども、一人一人の顔を思い浮かべながら指導者として当たっていてももらいたいなというところがございます。

果たして議員の質問に答えているかどうかわかりません。今思ったところを述べさせていただきます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 布川小のことなんですけれども、校長が今年度で退任すると。できれば、そういうようにいろいろな経験を持った校長先生が、教員が来るように教育長からもよろしくお願いします。

続きますと、2番目に移ります。小学生のランドセルの中身が重く、成長の妨げにつながっていると保護者の方から聞きましたが、何か対策を考えているのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えいたします。

小学生のランドセルの中身が重く、成長の妨げにつながっていると保護者の方から聞いていますが、何か対応を考えられているのかとのご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、児童生徒の携行品に係るものにつきましては、いろいろと問題が生じているように感じております。

授業で用いる教科書やその他の教材、学用品や体育用品等が過重になることで、体の健やかな発達に影響を生じかねないことなどの懸念や、議員のご質問にありましたとおり、保護者等から配慮を求める声が寄せられまして、昨年9月に文部科学省初等中等教育課というところから各都道府県の教育委員会指導事務主管課というところに、事務連絡という形で児童生徒の携行品に係る配慮についてという通知がございました。

教育委員会といたしましては、その通知を学校に通知させていただきまして、教科書やその他教材等につきましては、宿題や予習、復習など家庭での学習、これは毎日やらせたい家庭もありますでしょうし、そうでない家庭もあるということもございますが、学習を適切に生かすなど指導を行う上で重要であります。宿題のない補助教材や主要教材以外については、教室で保管するなど各学校で対応をいただいているところでございます。

各小学校にアンケートと言いますか、実態を確認していますので何点かご報告させてい

たきます。

主要教材（国語，社会，算数，理科）の教科書は原則持ち帰りとしているが，その他の教科については教室に保管していると，また，補助教材の漢字ドリルや計算ドリルなどは，宿題がある場合を除き教室で保管していると，学年に応じてではあるが使用頻度が少ない教科書等については教室に置くことも認めている。

また，ランドセルに教材等を入れたままにしないよう，ない分の教科書まで入れたまま持っていくとどんどん重くなってしまいますので，時間割にちゃんとあわせて中身を入れかえるように指導をしていただいたりしております。

また，学期末，学期初め，荷物で両手がふさがらないように，両手がふさがると，転んだときにけがをしてしまいますので，そういう家に持ち帰るものも，学期末にあわせて少しずつ持って帰っていただくとか，また，夏休みの宿題を両手でいきなり9月1日に持っていけないように，少しずつ持って行っていただくとか，そういうことについても配慮をしてくださいということで教育委員会からはお願いしていると，それが現状でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） このランドセル，きのうはからせてもらって，大体中身を入れると4.5キログラム，今は水筒など結構量的に1リットルまではいきませんが，6年生はいくのでしょうかけれども，中学生とかで約5キログラムぐらい，児童の小さなお子さんで1年生20キログラム未満なんですね。これ4分の1以上背負っていくということでかなりの負担になりますので，できるだけ先ほど課長が言われたように，先生に言われなとなかなか学校に置いていけないというか，極力指導していただいて置いていけば，転んだときにも全然けがも少ないと思うんです。

教育長は何キログラムあるかわかりませんが，4分の1と言ったら80キログラムだと20キログラムを背負うということでかなりの負担なんですね。布川小だと一番遠くから歩いてくる子が，羽中地区が布川の管轄になったので結構な距離があります。もえぎ野台も文間小学校ですか，結構な距離があるので，そこら辺ももう少し考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

続きまして，（3）番に移ります。学校でのトラブルで，これは布川小学校なんですけど，まだ布川に住んでいるお子さんなんですけど，転校された児童がいると聞くが，教育委員会は事実確認をしているのか，これはいじめとかもあったんじゃないか。

家は引っ越していないらしいんですけども，布川地区から文地区に移動したということで，何かあったんじゃないかと心配されております。把握はしているのか，よろしくをお願いします。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 学校でのトラブルで転校された児童がいると聞くが，委員会では事実確認はしているかとの質問ですが，学校でのトラブルなどにつきましては事実確

認を行っております。

学校でのトラブルや諸問題が発生した場合には、学校・管理職から報告を受けております。通常のトラブルあるいは事故ですと、学校長が教育委員会に電話連絡の後、緊急連絡用のファクスの様式がございまして、時間を追っての対応を記載し、教育委員会はそれを受け取る形になっております。いつ、どこで、誰が、何を、どうしたのかといったことが客観的に見られる様式でございます。

報告を受けた指導室あるいは学校教育課は適切な指導助言ということになるわけですが、深刻な人間関係のトラブル、通常ですとその事実確認、実態の把握、点検、検証、学校としての取り組みを保護者に伝えます。一定期間置いて、子供の変容、学校の改善を保護者も見ます。

もしさらなる改善策が必要であれば、外部機関、例えば警察あるいは児童相談所、そういったところの外部機関と連携をとって、また改善策を示します。そしてまた一定期間の様子を見るというような流れになってくるわけですが、子供同士の間で非常にまれなケースではあるんでしょうが、在籍校にはどうしてもいられないというような深刻な人間関係のトラブルがあった場合には、転校という手続もなくはないと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 最後になくはないということ、実際に転校されています。これはいじめということでよろしいでしょうか。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 今のいじめの定義は、受けた側が心身の苦痛があるといった場合には、いじめの認知ということで件数に上がってきます。ただ社会通年上、そういった痛みが乗り越えられないものかどうか、これは第三者が見ることで、今は被害者のほうでの受けとめ方がいじめということであれば、いじめの認知として、学校あるいは委員会では認知件数として数えております。

○議長（船川京子君） 直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いじめの案件であったのかというご質問でございますが、個別の案件についての回答は控えさせていただきますが、申し上げられることは、いじめの案件ではなくということでお答えをしたいと思います。

私が個人的に保護者の方と面談をいたしましての転出ということでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。いじめではなかったということで、一つ救われたかなと思います。原因を究明していただいて、お家を引っ越しているのであれば何となくわかりますが、お家はそのまま通っていると言われてるので、ひとつ見守りのほうをよろしくお願いします。

続きまして、(4)番のほうに移ります。中学生の通学路、県道千葉竜ヶ崎線のJAわかき支店近くの信号機のある交差点を通行するのに、狭く傾斜になっており危険です。これも前に質問したのですが、その後、対策が講じられたのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

中学生の通学路、県道千葉竜ヶ崎線JAわかき支店付近の交差点の交通安全対策についてのご質問でございますが、現地は県道千葉竜ヶ崎線と農免道路が交差しており、歩道内に信号機の支柱が立っているため、農免道路南側に沿って流れている用水水路の危険防止フェンスとの幅が約1メートルと狭く、また傾斜しているところで、中学校には登下校の通学指導を実施しているところですが、現在まだ根本的な解消には至っていない状況でございます。

平成31年2月25日に利根町交通安全プログラムに基づく合同点検を実施いたしましたが、道路管理者である竜ヶ崎工事事務所担当者が不在のため、現場の写真を送付いたしまして検証をお願いしたところでございます。

今年度の合同点検につきましては10月23日に実施しておりますが、現地につきましては利根町通学路交通安全対策箇所一覧表及び学校からの点検要望箇所になかったことから、合同点検のときには点検を実施していない状況でございます。

しかし、現地につきましては合同点検が必要と思われますので、今年度中に追加で合同点検を実施いたしまして関係機関へ要望書を提出してまいりたいと考えているところでございます。

また、小学校、中学校を問わず危険な箇所があった場合には、先月、大越議員からも文間小の通学路についてご提案をいただいているところでございます。そういう連絡をいただいた場合には、すぐに学校長と連絡をとり、現場を確認し、また、PTAの方々、その通学路付近の方々と連携をとって、今後子供の安全対策をどのようにやっていけばよいかということを話し合うという形で、現在進めております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今、安全対策ということで、学校に行くときですか、農協の前を通るときなんですけど、右側通行で結構自転車 comes なんですけれども、これっていうのは安全対策とは違うのではないかと。これは右側通行を学校側で容認しているというか、右側通行しなさいと指導しているのか、これは前にも聞いたんですけど、帰りは左側を帰るんですけれども、行くときいつも右側なんですけれども、なぜこういう指導をなされているのかお伺いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

明確な回答にはならないと思うんですけども、議員おっしゃるとおり、基本的には左

側通行，私たちもここの交差点，特に農協側から中学校方面に渡る十字路の角が，結構草が夏場は伸びてしまっていて見通しが悪いということで，うちの課の職員で除草作業等をしておりますが，帰るときは皆さん左側を通っています。朝は議員おっしゃるように，農協の前の右側の道を通っている子が多いのかなと，その辺は左側通行ということのを学校のほうでも交通安全教室というのを全学年で行いますので，そういうときに徹底するよう指導していただくようお願いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） それはよろしくお願いします。

なぜかと言うと，朝，右側を通行している生徒は，やはり友達と一緒に来るので2列になってきたり，1列でも何台かにつながってくるんですよ。そのときに一般の方が自転車で左側をちょうど通ってぶつかるんですね。そのときには，どちらかが車道にはみ出るんですよ。そのとき，ちょうど見たときには大きいダンプカーで通っていて，これはぶつかったら運転者にももちろん申しわけないし，痛い目に遭うのは生徒か通行している住民なのか，これはちょっと悲惨な結果になって，せっかく利根町，交通事故で死亡というのが連続ないというので表彰されている中で，ぜひともこれは改善していただきたいとします。事故があってはならないので，よろしくお願いします。

続いて，（5）番，布川小学校の通学路，これも県道千葉竜ヶ崎線ですけれども，セブン-イレブンの交差点のところですね。以前から水たまりがあり，押しボタンを押すにも，この水たまりがあって，そこに入らないと届かないんですね。ずっとこういう状況が続いております。これの町の対応策をお伺いします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは，議員のご質問にお答えいたします。

布川小通学路である県道千葉竜ヶ崎線のセブン-イレブン交差点に水たまりがあり，押しボタンを押すのに支障がある。町の対応策はとのご質問でございますが，このご指摘の水たまりの場所は，県道千葉竜ヶ崎線の歩道となりますことから，道路管理者であります竜ヶ崎工事事務所に，町の建設課を通じまして対応の依頼を現在しているということでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 依頼されて，工事してくれなくては困るんですけども，まだまだ冬休みまでであるので，この冬休み期間中とかなるような予定というのは聞いておりますか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは，花嶋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の水たまりの箇所は，クリーニング店の前のところということで一度聞いておりますけれども，建設課のほうで現地を調査しておりますが，先日程度の降雨時の現状では，

多少の水たまりは確認しておりますけれども、大きな支障となるような水たまりは確認しておりません。

その中で水たまりができる原因としては、集中豪雨や台風21号に伴う大雨のようなときに、道路側溝等の排水が追いつかない状況で生まれる現象なのかなということも考えられますことから、町としましても引き続き道路パトロール等で確認作業を実施して、その上でまた工事事務所とのやり取りをしたいと考えております。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 私が見たときには結構な水たまりでした。多分写真があると思うんで、後でお願いします。

それが大きい、小さいでなくて、雨が降っていると傘を差して児童は行きます。雨が降っていると長靴を履いていく子供もいます。雨がやんでいると傘は差しません。大体運動靴で行きます。そこで濡れてしまうというのは、1時間目初めから濡れているというのは教育上よくないので、できれば早急に、アスファルトを盛るだけでも多分違うのでできるはずですよ。工事事務所を待たなくてもアスファルトがあると思うので、課長だからすぐできると思うので、ちゃちゃっとよろしくお願いします。

ちょっと戻って申しわけないのですが、（2）番の教科書ということで、何かタブレットが今度1人1台になるとお聞きしたんですけれども、このタブレットを活用すれば教科書というのを持っていく荷物が少なくなると思うんですが、来年度、このタブレットというのは導入されるんですか。1人1台出ると聞いたんですが、そういう情報ってありますか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

来年度、1人1台のタブレットが配布になると聞いたがということでございますが、現在、町でつくっておりますICT整備計画、こちらは国の基準に合わせまして3クラスに1クラス分程度という形で計画書のほうを、現在考えております。

また、11月27日の読売新聞にも出たかと思っておりますけれども、国のほうでタブレットを小中学校に1人1台という記事が載っておりました。こちらは中学生、小学校の高学年また4年生から1年生にかけて、年度ごと、令和6年までには1人に1台タブレットを用意しようというのを、国のほうで閣議決定までしたという連絡はいただいておりますが、現在の町のICT整備計画につきましては、以前の国の基準、3クラスに1クラス分程度ということで考えております。

また、新年度予算、まだ予算が決まったわけではございませんが、現在、この町のICT計画をつくっている段階でございますので、4月のスタート時には、今現在各小学校に20台あるノート型パソコン、これと先生が使うパソコン、それを結ぶような機械器具を購入させていただいて、新たに台数をふやすというのは令和3年度からになるかと、今、

計画のほうは進めております。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。

ここで佐々木喜章町長より発言を求められておりますので、発言してください。

○町長（佐々木喜章君） 先ほどの答弁漏れですけれども、13日の日、災害対策本部解散、そして21時30分に各分団警戒配備解除ということで、14日に出張に行っております。

○議長（船川京子君） 暫時休憩します。再開を2時50分とします。

午後2時33分休憩

午後2時50分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告者，8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 8番通告者，8番井原正光です。一般質問を行います。

子育て応援手当を廃止したことについてお伺いをいたしたいと思っております。

利根町のことし第1回定例会において、アンケート調査によって子育て応援手当を廃止したということですが、私は到底民意が反映されているとは思えないので、ぜひとも町長の見解を求めるものであります。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、井原議員のご質問にお答えをいたします。

子育て応援手当の廃止についてのご質問ですが、この条例につきましては、平成31年第1回利根町議会定例会において、議案第5号 利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例として上程し、原案可決されたものでございます。

これは議会の議決事件として団体意思決定事件であり、町の意思決定として法的効果を持つものであり、町民の代表であります議会議員による決定ですので、民意は反映されていると考えております。

また、子育て家庭への新たな支援事業につきましては、出産されるお母さんと利根町で生まれてくるお子さん全員へのお祝いといたします。

内容としましては、母子手帳交付時に授乳服を支給し、外出時の不安が解消できるよう応援したいと思っております。お子さんの出生届け出時には町内共通商品券を支給し、おむつや育児用品の購入などに役立てていただき、子育て家庭への経済支援を図ります。

また、町内共通商品券を支給することにより、子育て世帯を応援するとともに、商工振興も図れるものと考えております。

現在、関係機関と調整をしているところで、来年度から開始する予定となっております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、町長がおっしゃるように、この議案が可決されて応援手当が廃止になった、しかしながら、利根町では「とことん子育て応援」ということで、大変、少子高齢化対策に対し力を入れている最中なんですね。ですから、私も平成31年の利根町第1回定例会において、利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例が上程されて廃止されたことについて、会議録を読ませていただきました。その中で理由を述べていますけれども、私は今後の利根町の子育て支援に対する姿勢、考え方に大変不安を感じておりますので、今回質問をするものであります。

町は真剣に少子化、子育てに取り組んでいるのだろうか、また、取り組もうとしているのだろうか、当事者として縮小、廃止の方向に進んでおります。この応援手当の廃止について、この議事録の中を読ませていただきましたけれども、アンケート調査を実施したと報告されております。しかし、このアンケートに答えた人の中に何名の方が応援手当受給者がいたのか、これがわからない。しかも受給者の意向がどうだったのか、考えがこの議事録からは伝わってきません。

町が実施したアンケート調査によると、小学生までのお子さんの保護者801名の方について実施したと、回答された方の半数以上の方が廃止することに賛同を得たので、平成31年度で子育て応援手当を廃止すると、このように説明しています。

確かにこの執行部の説明の流れの中で、半数以上の方が廃止に賛成したのであればというようなことで一連の流れの中で納得しがちなんですけども、801名の方にアンケート調査をして、308名の方から回答を得たと説明していますね。これは質疑の中で明らかになっています。801名のうち、308名は半数以上と解すべきかどうかは別にいたしましても、町は廃止するんだという、廃止ありきで進んでいると、この議事録からうかがい知ることができます。

アンケート調査では、廃止に当たって新しい提案をしています。今、町長も言いましたけれども、これまでの第2子50万円、第3子100万円に対する手当を、第1子からとするもので、1人当たり5万円から10万円のお祝い一時金として支給するように提案しています。

アンケート回答者308名のうちで、161名の方がこの案でいいよと、また全て廃止してもいいと答えた方が44名いましたから、合わせて205名の方が廃止について賛成したことになります。このことをもって半数以上の方が賛同したと解していいのかどうか、私は非常に疑問とするものです。アンケートに回答されていない方が801名のうち493名がいることになります。全体の半数以上の方が回答していません。また、回答を寄せている方が308名の中でも103名の方が、廃止について、また新しく提案された5万円、10万円の一時金について意思表示をしておりません。

そこで気になるのは、応援手当を受けていない方、また将来とも子供を設ける予定のな

い人、この人たちはアンケートに気軽に意見を述べるというか、回答した方かなと推測されます。そのほか、現在応援手当を受けている方、また、近く受ける予定だった方、受けたいと思っていた方の気持ちはどうだったのだろうか、果たしてこのアンケートに協力したのだろうかということを私は非常に懸念しております。

5万円、10万円の一時金に対する案を提案していますが、これまでの利根町で子供を産んだら中学卒業までの長期にわたり行政が、町が応援してくれる仕組み、これはどなたでも長期にわたる応援手当は望むと思いますね。この廃止によって改正する新しい案が出てくるのだから「改正」という言葉を使ってもいいかと思うんですけども、今後のさらなる出生率の低下が懸念されると危惧しております。

利根町は子育てに一番力を入れている町と、全国でも一番力を入れている町、お金を出している町と全国で利根町の名を馳せています。知られています。そして遠方から視察に見えた自治体も多くありました。たしか九州のほうからも来たかと記憶しているんですけども、それをここに来てお金がなくなったから事業をやめたと、もう少し丁寧な説明が必要ではないでしょうか。

しかも、とことん子育て応援“TONE”プロジェクトということで、一生懸命言葉ではいいんですけども、その内容は段々縮小され後退しているように私は思えてならないのです。こういうことであると、町長、町長が言う利根町だと、俺は利根町だよと誇れますか、もう一度今度新しい案に対しては、もう少し利根町とことん子育てをするんだよと、利根町ではこういう施策をするんだよと、その案を早く示す必要があると感じています。

廃止は、今町長が言ったように決定されています。しかし、アンケート調査では、今申し上げたように民意が反映されているとは、私は思っておりません。

それから、もう一つ、このアンケート調査以外でも行政はいろいろお話をされているんですけども、受給者、要するに子供の出生が減っているんですから、当然、受給者というか、養育者というのは減ってくるのは当たり前です。それで、平成29年度の決算について述べていますね。平成29年度の決算における養育費、209名いますよ、単年度支給額は1,239万円、町では財源が枯渇するから単年度でも支払いできない状況である、このように述べているんです。全然違うじゃないですか。

それで、この財源についてもよく見てみますと、単年度支給額1,239万円のうちで町から出している自己財源、389万円ですよ。あとは過疎対策債じゃないですか。過疎対策債が850万円、自己財源が389万円ですよ。全然理由になっていないんですよ。

また、平成30年度の決算状況も見てきましたら、平成30年度では養育者がちょっとふえていまして219名、支給額が1,269万6,000円でありました。これについても1,269万6,000円丸きり自己財源かと言うとそうではない。内訳を見ると、過疎債で1,260万円充当しています。ですから一般財源は何と9万6,000円しかないわけです。当然過疎債ですから将来につけは回ります。しかし、こういう状況であることをよく理解した上でこういうこと

を廃止しないと、軽々とやめますということで議事録に載せると、後でこういうことになるんですよ。

そこでお聞きしたいんですけれども、いまや子供の出生あるいは増加の目的でなくて、今までの制度というのは、子供の成長に合わせた健やかに成長することを願って、日常の生活費あるいは教育費等も補う給付となっているものが根付いてしまっていたんですね。第2番目の中に「貧困等」という言葉を私は使いましたが、こういった貧困の増加等にもつながってくるのかなと思っています。

そこで、応援手当受給者の中の209人の中に町民税の非課税世帯、これは何人いたのか、この辺まで当然調べて廃止に踏み切ったと思うので、担当者はわかると思うので教えてください。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

受給者の非課税世帯に関しましては、ただいま手元に資料がございません。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、大変2番目の質問と重なってくるわけなんですけれども、貧困世帯が多くなってきていると、利根町では微増であるかもわかりませんが、ちょっと細かい数字は頭に残っていませんが、全国的には十何%に数字は上がっているかと思っています。

そういうことで、ただ単なるアンケート調査、それから、財政上の問題で、廃止してしまっただからしょうがないと言えども、新しい案についてはとんと子育て応援に匹敵するような案をぜひ示してもらいたい。このまち・ひと・しごと創生総合戦略までは触れないようにしていますから、ぜひともそういう案をつくっていただきたいと思います。

それからもう一つ、文句ばかり言うようなんですけれども、財政上の問題、これは子育て応援手当に財源を回さなくたって利根町全体、利根町は財政上、確かに深刻な状況に陥っていると、これは誰もが承知しているんですよ。というのは決算でもって明らかのように、地方交付税で財政運営が困難な状況にあることは、皆さんよく知っているわけですよ。その中で臨時財政対策債、これは赤字国債ですから、これを借りて借金の穴埋めをしている、そういう財政状況なんですよ。

町長もこの議会の一番最初の始まるときに利根町の財政状況の逼迫した状況に触れて、平成31年度の予算編成には、職員に、ちゃんと経常経費の削減までしろよということでもってお話したということも載っていますが、それと裏腹に何かこの辺の使い方が、それがどうも私には余り納得できないんですね。

今も言ったように、子育て応援手当、ソフト事業の過疎債でやっていますよね。これも将来に対しての借金なんですけれども、子供を育てるための借金であれば、親は誰でも借

金すると思うんです。

それでもう一つ言いたいのは、利根町でもって夏にやる花火、あれも借金なんだけれども、あれは1日で消えちゃうんです。その年度、年度でばっと消えちゃう。しかしこの応援手当のほうの借金というのは子供たちに残るわけです。そういうこともよく考えて、私はこの応援手当、しっかりと、しかも早急に対応していただきたいと思うんです。

ただ、廃止した、廃止したの言葉ばかり、3月31日で受け付けませんよということばかり早くから載っているんですね。そのことばかり町民にメールとか何かで知らせているんです。そういうことでなくて、それだったらはっきりとした廃止の理由と、今度新しくそれ以上の子育て応援手当を考えますと、案をつくっていますということをPRしないとイケないと思うんですが、町長、いかがでしょうか、ちょっと意見をお聞かせください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員おっしゃるとおりだと思います。これを廃止したときに、これから1億3,000万円、子供たちが大きくなっても返済し続けるしかない、そして一番お金がかかるときというのは1子目です。1子目から手当を平等にすることによって、もうちょっとよくなっていくんじゃないかなという意見もあります。そういうことで1子目から授乳服、生まれるたびに授乳服と利根町の商品券の額で進めようというアイデアで、今、関係機関と商工会と担当課で打ち合わせを行っているところです。商工会のほうがいろいろな各店舗でオーケーもらえれば、その説明に入れるところまで進んでいます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 新しい案として、既に廃止するとき5万円、10万円の案が出ちゃっているんですね。これ、どうします、このままこの案で行っちゃうんですか。何か10分の1、しかも一時金、何か余りにも応援手当が後退するんじゃないですかね。

担当課としてはなかなか答えづらいでしょう、町長、ちょっと教えてください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 1子目、2子目、3子目、4子目、全部に与えていこうという考え方ですので、月々というか、1年に50万円の場合はちょっと計算をど忘れしましたけれども、100万円の場合でも1年には3万円何がしかと四、五万円のお金だと思うんですが、それを15年間月賦で50万円、100万円の場合はもらっているというところですけども、今回は一遍に1人目、2人目、3人目、4人目もそういうものを与えていくと。それで、徐々にもっといい案が出てくれば、また考え直すと思っているところでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 借金ができるのですから、子供たちのために借金して何か健やかに子供を育てましょうよ、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。私、「よろしくお願ひします」と、初めてこの議会で使わせていただきました。

次に移ります。就学援助制度について伺ってまいります。

要保護者が微増なのに対して、準要保護、要保護者に準ずる者は急増して、就学援助給付者が上昇していると、これはさっきも言ったように利根町ではわかりません。全国では確かに上昇している数字を私、見えています。

そういうことで貧困家庭の対策が求められるわけでございますけれども、この件についての大綱と言いますか、これは国で決めている最中なのか、ちょっとそういうことを耳にしました。ですから、大きな大もとは国に任せることとして、自治体でできる、町で可能な援助制度の認定基準、給付内容、これは国民レベルでの一律の基準が設けられていません。ですから就学助成制度の運用は、各自治体の裁量に任されている、つまり、教育委員会の考え方一つなんです。ただ教育委員会の考え方の一つとも言えないところがあるのか、財政的な問題があるから、財政的に教育委員会で決まったものを財政課長がこれはだめだと言うとか、何かその辺ですったもんだする可能性はあるんですけども、教育委員会で決められたことが大体認定基準になっていることが多いですね。

私から言うのも何だけれども、憲法にも規定されているこの就学援助制度でございますので、何とか利根町の認定基準、今お聞きしますけれども、何項目かずっとあると思うんですけれども、その項目を聞いて私なりに意見を申し上げたいと思いますので、その基準をちょっとお話ください。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

就学援助制度の認定基準等についてのご質問でございますが、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助制度につきましては、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に、学校教育に必要な学用品などの一部や給食費の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っているところでございます。

就学援助制度の認定基準等でございますが、要保護等につきましては井原議員おっしゃったように国で決まっております、現に生活保護を受給されている方が対象となります。

準要保護につきましては、要保護に準ずる程度の生活困窮ということで、教育委員会が認める方ということで、現在は市町村民税所得割非課税世帯の方が対象となっております。

また、利根町の現状を少しここでお話させていただきたいと思います。

全国的には要保護、準要保護者がふえているところでございますが、過去5年間さかのぼりまして、平成27年度からの人数の推移を申し上げたいと思います。小中学校合わせての人数を言わせていただきます。

まず、平成27年度、要保護者1名、平成28年度、同じく1名、平成29年度1名、平成30年度5名、令和元年度5名ということでございます。

また、準要保護は小中学校合わせての人数でございますが、平成27年度が51名、平成28年度が52名、平成29年度は47名、平成30年度は39名、令和元年度は32名ということで、利根町におきましては要保護また準要保護の方の合わせた人数は減少しているという傾向に

ございます。

また、どのようなものが支給対象になるのかというご質問でございますので、品目名をお知らせいたしたいと思えます。

まずは学用品費、こちらは小中学校全学年でございます。

通学用品費、これは小中学校両方とも2年生から、そして新入学用品ということで、こちらは小中学生とも1年生のみの支給。校外活動費、こちらは日帰りでございますが、実施をした学年の児童生徒、両方に出ます。

また、校外活動費ということで、宿泊に関しましても実施年度のお子さんに出ると。

あと修学旅行費、こちらは国の要保護認定者、生活保護受給者の方には支給されていない部分でございますが、この分については町のほうで予算を組みまして支給をさせていただいております。

続きまして給食費、こちらは全学年が出るという形になっています。

また、医療費という形で学校保健安全法、そちらの第8条というところに該当します医療費、こちらを生活保護を受けていない方も合わせまして町のほうで出していると、こちらは疾病の種類が12種類ほどありますが、主な病名と言いますと結膜炎ですとか中耳炎ですとか、虫歯、そのようなものに対して、国から出ない分も要保護者には町から支払いをさせていただいているという状況でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、担当者からいろいろお話をお聞きいたしました。やはり利根町での認定基準についてちょっと気になりました。

地方税法に基づく市町村民税の非課税対象者のみ認定者ということですか、もう一度その辺確認したいと思えます。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、利根町の場合、要保護認定は生活保護に該当していない市町村民税所得割非課税世帯の方のみということでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 私はもう少し認定基準の幅を広げたらどうかなと思えます。

それで、先ほど要保護、準要保護の人数についてもおっしゃったんですが、ちょっと書き切れなかったんですが、平成29年度等の決算の中での数字と大分違うような感じがするんですけども、何月時点とかという拾い方の違いで狂うんですか。

それは後でいいんですけれども、もう一つ、やはり緩和をしてもらいたいと思うんですね。別にほかの町村どうのこうのというわけではございませんけれども、今、応援手当のほうも削られて、だんだんと子育てに対する予算が縮小されている中で、せめて子供たちには生まれ育った環境で、自分が貧しい家庭に生まれてくるとか、豊かな家庭に生まれた

いとか、そういう子供の希望はないわけですから、生まれ育った子供というのは全て同じく、等しく教育も受けなければならないし、健やかに育てるという意味では、その自治体である市町村がしっかりとした基準まで本当は設けていただければいいんだけど、基準はないようだから、ただ1項目だけでは基準ができるわけではないから、これをもう少し何項目か広げて、それでちゃんとした基準まで設けたらどうかなと思うんです。

世帯数から所得の目安から、家族構成から、そしてその中で今言ったような地方税法に基づく市町村民税の非課税者、それともう一つは、国民年金等もふやしたほうがいいような感じがするんですね。国民年金等の減免者とか、結構市町村でもこれを行っているんですね。担当者、知っているでしょう、全て国民健康保険とかいろいろ何項目かずっと、広げれば広げるほど切りがないんだけど、その人が日常生活する上で税金が納められないよと、そういう方というのは救ったほうが私はいいと思うんです。どうなんだろう。

学級費等の未納者がいるかどうかちょっとわからないんですけども、せめてその辺まで広げていただいた中で教育委員会でご検討いただければ大変ありがたいなと私は思っているんですけども、教育長、就任早々あれなんですけれども、どうですか、お考えをちょっとお聞かせください。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 子供の貧困というのは、大きな問題に国でもなっていると思います。6人に1人あるいは7人に1人、子供の貧困、それは親の貧困から子供の貧困への連鎖というのが大きな問題になっています。

私が理念として掲げた、「どの子も活かし、どの子も伸ばす」と言いながら、貧困によって、例えば修学旅行に行けないということがあったときに、その後の学校生活、学級生活を考えたときに、なかなか学級の中で居場所がなくなってしまう。不登校に、引きこもりになる、その子が成人になったときに定職につけずにニートになる。さらにさまざまな勤労によって税を納める定職者とそうでない大人が出てしまう。

税を納めることができるのであれば、ニートとしての生活保護なりを受ける場面がないわけですから、そのプラスとマイナスを考えたときに、すごく大きな国としても財政の負担の違いが出てくると思うんです。

町も同じだと思います。どんなまちづくりをしていくのかということが問われているわけで、バランスのとれた中負担、中福祉というのが一番真ん中のところになるのだろうと思うんです。そのことを考えたときに、議員がおっしゃるような、「どの子も活かし、どの子も伸ばす」、学校の中で居場所づくりも含めて認定基準の見直し基準を設けたらどうかというのは、私どもとしても賛成でもありますし、その基準をどこに置くかというのは、今後の課題になってくるのかなと、担当のほうでも今考えているところです。お話をしたいと思います。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、今の教育長のお話の詳細な部分でございますが、井原議員がおっしゃるとおり、今現在、利根町は要保護に該当しない方は市町村民税所得割非課税の方のみを該当者ということでやっております。

この考え方というのは、恐らく生活保護を受けている方と同じぐらいの方しか、今現在は広げていない。ただ、茨城県内を見ますと、生活基準割合に対しまして係数1.1ですとか1.2ですとか、生活保護の基準よりも少しずつ上回って幅を持たせて拾える方とってはおかしいですけれども、該当させる方をふやしてという形で行っている市町村もございます。

そういうところも含め、町としましても就学援助に対する交付要綱、今、教育長から話がありましたが、それをきちっとしたものをつくりまして、今現在、国で認められています要保護児童に対する支給項目の中で、町で準要保護として支払っていない項目、該当させていない項目とかもありますので、国の基準、金額は同じ金額なんですけど、入っていない項目もありますので、その辺の項目ももう一度見直しをして、あとは該当者の条件ですか、対象者、先ほど井原議員は国民年金の申請免除者というお話がありましたが、ただ単に生活保護ということだけで捉えて考えていくのか、もしくは体の不自由な方とか、ひとり暮らし世帯の方とかいろいろあると思いますので、その辺も全て含んで、教育委員会の中で話をもんで町当局、財政当局とも話をして、こういう場合だと何人ぐらいふえて金額的には幾らぐらいふえるんだということまで話し合いをして、今現在の基準ではなく新しい要綱をつくったほうがいいんじゃないかということで、教育長とも教育委員会の中でも話をしているというのが現状でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 確かに所得額を加味する場合、生保の基準の1点何倍とか、その市町村によってまちまちなんでしょうけれども、やはりはっきりした、それ以外の項目もつけ加えた中で家族構成とか、子供が小学生であるとか、中学生であるとか、いろいろ加味する中で標準を決めておいてもらいたいなど、その決めることによって、そこでたとえ少し支給額がふえても、要綱が決められれば財政のほうでも「うん」と、これは決められる範囲内だなということで、財政課長、それは容認しますね。今こっくりしていただきましたので大丈夫だと思います。そういうことで、ひとつ早急につくっていただくことをお願いしておきます。

3番目に行きます。土地改良事業について。

これは私の持論かもわかりませんが、土地改良事業はまちづくり総合戦略を網羅した事業であると私は認識しています。その上で重要な振興政策だと思っています。

重要な振興政策だというのは、町の公費を入れる、振興というのは町の公費を入れて町が進めてやるということ振興政策と言いますから、そういうことも含めてこの事業はそういうことだと私は思っています。

ですから、そこに農業のみならず定住促進、観光振興云々、多岐にわたって事業が展開できますよと、その事業効果についてはどうなんだろうかということで、まず幅広いので一番最初に申し上げた農業について伺っていきたいと思います。

私の考えを先に申し上げます。町の基幹産業である農業について、土地改良事業を計画、施行するとどのような効果が得られるか、本当は執行部から先に聞こうと思ったんですけども、時間がないようなので私の考えを先に述べたほうがいいかなということで先に述べさせていただきます。

まず一つとしては、多面的機能がある。これは誰でも言葉知っていますね、多面的機能、その中には幾つもの項目があると思うんですけども、水路とか排水とか農道等、これが一番主なものだと思うんです。そこに住む人間の環境に深く関係してかかわってきます。

一つ、水路について考えてみましょう。

水路は田畑の排水のみならず、宅地からの雨水排水、そういう大役も果たしております。もう一方では、今は見られなくなっていますが、小魚の小規模な魚道となっていて、そこに生息する魚介類も見ることができます。そしてこれは、子供たちには今は絵本で見られなくなったかもしれませんが、川や田んぼに生息する生き物の生きた教本とすることもできるとも考えられます。今、小水路、小さな農業水路を考えてみたんですけども、これだけでもこのように考えがあるというか、人間の生活に深く結びついていくと私は理解しています。

今度は排水について申し上げますと、排水についても、湛水防除事業を取り入れることによって排水機場の整備をすることができます。さきの大雨で大分浸水被害が発生しておりますが、排水機を稼動することによって排水作業を行って浸水防除に威力を今回発揮したと私は理解しています。この排水機場は惣新田に1基、立木地先に1基で今、利根町には2基設置されていると思うんですけども、特に低地である中田切とかニュータウンに住む方の生活を守って、力強い味方になっていると思っています。

今度、土地改良が予定されている文地区についても考えますと、特に新利根川の南側に位置する水田の汎用化の推進、また、利根川堤防に降った雨水の排水、また八幡台、フレッシュタウン等に降雨した雨水を考慮すると、さきの大雨で道路等が冠水したように、これを排除するためには強制排水の必要を私は強く感じております。ですから、こういうことが文地区の土地改良事業の中で計画に入っているかどうか、恐らく私は入っていないと思うんです。将来の利根町のためには、こういうことも含めて考えてもらわなきゃならない。

また、農地集積を進めて大区画を進めていますけれども、それによりますと、そういう大区画圃場になりますと大型農機具を購入しなくてはならないということで道路の整備も、道路というと今までは4メートル、5メートルぐらいが標準だったかもわかりませんが、恐らく事業の中ではそんなに広くは認められないんですよ。しかしこれは将来の農

作業あるいは農作業する以外の我々がここに住む人間にとっては、広い道というのは通行にとって大変便利です。これは規格外でやってもらわなきゃならない。

そうすると、この用地は一体誰が出すか、これは耕作者が出すんですね。要するに農業者が出すことになるんだよね。いわゆる減歩ということになる。ですから、当然、通常であれば道路を広げるのは公共工事として町が税金で買収して、それで広げなければならぬ。いんだけれども、この事業によって自然とそういう道路の整備もできることから、それは当然町は用地買収にかかった費用と同じく考えれば、町からこの事業に対して、当然出資してもいいと私は考えますけれども、今ちょっと大雑把に申し上げましたのですが、どうでしょう、町長、この辺の考え方について、少しでも納得していただければありがたいのですが。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 総合戦略と土地改良事業についてのご質問でございますが、土地改良事業の主な目的は、農業農村を整備する事業のうち、農業生産基盤の整備を行う事業でございます。具体的には農道や用排水路をつくったり、農地の集団化を図る区画整理を実施したりするなど、優良農地の確保を行う事業です。

その事業効果につきましては、現在、町では第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定を行っておりますが、この総合戦略で掲げている六つの基本目標の一つ、基本目標5、働くを応援する“TONE”プロジェクトにおいて農業の生産・経営基盤の強化、農地集約・大規模化等の基盤整備として土地改良事業を位置づけており、計画最終年度となる令和6年度の数値目標として、農業の法人経営数を現在の3件から6件にするという目標を設定しております。

井原議員の質問にもありました土地改良事業による定住促進、観光振興などへの事業展開につきましては、議員がおっしゃるとおり、将来的にはそのような事業展開の可能性も考えられると思いますので、今後につきましては地元の意見なども伺いながら多角的に判断してまいりたいと考えております。

参考までに申し上げますと、土地改良事業とは圃場整備や土地改良施設の新設、管理等がございまして、現在、町で行っている基盤整備については、区画整理や農道整備等を行い、圃場を大区画化することにより大型機械の導入が容易となり、効率的な作業体系が確立するとともに、基盤整備と一体的に担い手への農地利用集積を行うことにより大規模経営が実現し、法人化を視野に入れた経営体の育成が行えます。

法人を設立する経営体には、経営の多角化やブランド化、さらには新たな雇用先の創出なども視野に入れ、育成支援していこうと考えております。

また、水路の整備や排水機場の設置などで水被害に強い農地をつくることで、より町の防災や減災にもつながると考えております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いろいろ提案したいのですが、時間がありませんので2点ほど提案しておきます。

まず、今言ったように土地改良事業と言うと農地の集約、大規模化というのが目に入りやすいんですけども、町が抱える一番の問題は何だと考えると、やっぱり働く場所の確保なんですよ。

今回のこの布川地区、文地区の土地改良事業、これは利根町の一番最後の土地改良事業で、この中で土地利用を考えないと何もできないんですよ。ですから、単に土地改良事業は大規模化するのではなくて、農地を集約化して農家に返すのではなくて、町が問題視している問題の解消にもつなげるように、町がその事業の中に入っていき、企画することが大切なんです。町が企画して、それで施行するのは県にやらせればいいですから、県事業ですから。

要するに、今、見ていると地権者だけの会合だけになっちゃっているんですよ。町の考えというのは、その土地改良事業の中に反映されていないんです。ですから、これを何とかやってもらわないと、土地の確保ができないし働く場所ができない。働く場所の提供があれば、要するに地べたがあればさっき言った、子供でも何でもある程度はふえるのではないか。要するに収入があればそこに居つくわけですから、そういうこともぜひ考えてもらいたい。これは最後のチャンスですね。この機会を逃すと、利根町にあと土地はありませんから。

それからもう一つ、3分しかないのでもちょっと口早に言わせてもらいますけれども、今、新利根川の川の中の一部に耕地があるんだよね。あそこの耕地を含めた中で私は新利根川を含めた中でこの事業を展開するといいなと、ただこれは県がなかなかうんと言わないでしょうから、そこで、町が企画して県と一緒に事業を起こしたらどうなんだろう。あそこの押付新田地先の場所ももったいないです。あそこを整備することによって、要するに駐車場あるいは川に生息するさっきも言ったような小魚、貝類等の生きた展示、さらには農産物の展示販売コーナー等いろいろできるわけです。あそこは結構車の通行がありますから、人の足をとめることもできると思うんです。

それで、そこを整備することによって、今、その下流にある新利根親水公園、あれと一体化をした中で、双方に、四隅に遊歩道というか、歩道などをつくって一体的に管理することによって、今、ヘルスロードと言っていますけれども、そういった健康保持に役立つ道路、あるいはミニ観光スポットもできるのではないかと思うんです。

名前はどうか、私は利根町のここに駅にすればいい、町の駅ということで整備すればいいのかなと思っております。ここに続く桜づつみなどもありますし、一体的に考えれば非常にいいスポットになるなど。

今回はこの応援手当の質問ではなくて、この中も今ちょっと見せてもらっているんですが、そういう項目が全然ないですね。ぜひ入れてもらいたいのです。今からでもいい、修

正でもいいんですから、要するに人が集まる場所をつくらなければどうにもならない、人が働く場所の地べたを確保しなければどうにもならないんですから、これをぜひやってもらいたい。

まだまだあるんですけれども、ゼロになってしまいましたから、ここでおしまいにしますけれども、ぜひ町長、前向きに受け入れてくださいということを、今回の質問はいつも反対ばかりとか、言葉がきつかったんですが、お願い事ばかりしてあれなんですけれども、一つの提案をして終わります。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質問が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

12月7日及び12月8日の2日間は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

次回12月9日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時50分散会